

第 2 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成27年6月30日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成27年6月30日(火曜日)

午前10時1分開議  
午後0時24分休憩  
午後1時8分開議  
午後2時38分閉会

本日の会議に付した事件

平成27年度主要事業等説明

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補  
正予算（第2号）

議案第23号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第24号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第1号 平成26年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告について  
のうち

報告第8号 専決処分の報告について

報告第12号 家庭教育支援の推進に関する  
施策の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

出席委員(8人)

委員長 内野 幸喜  
副委員長 早田 順一  
委員 小杉 直  
委員 荒木 章博  
委員 溝口 幸治  
委員 前田 憲秀  
委員 末松 直洋  
委員 高島 和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎 龍一  
教育理事 金子 徳政  
総括審議員兼教育指導局長 上川 幸俊  
教育総務局長 吉田 勝也  
教育政策課長 田村 真一  
学校人事課長 國武 慎一郎  
社会教育課長 福澤 光祐  
文化課長 手島 伸介  
施設課長 西川 哲治  
高校教育課長 越猪 浩樹  
政策監兼高校整備推進室長 手島 和生  
義務教育課長 浦川 健一郎  
特別支援教育課長 栗原 和弘  
人権同和教育課長 古澤 広義  
体育保健課長 平田 浩一

警察本部

本部長 田中 勝也  
警務部長 黒川 浩一  
生活安全部長 佐藤 正泉  
刑事部長 池部 正剛  
交通部長 高山 広行  
警備部長 中島 恵一  
首席監察官 甲斐 利美  
参事官兼警務課長 林 修一  
参事官兼会計課長 松岡 範俊  
理事官兼総務課長 熊川 誠吾  
参事官兼生活安全企画課長 春野 慎治  
参事官兼刑事企画課長 杉村 武治  
参事官兼交通企画課長 岩本 信行  
理事官兼交通規制課長 木庭 俊昭  
参事官兼警備第一課長 石原 裕洋

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐 博  
政務調査課主幹 池田 清隆

午前10時1分開会

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆さん、おはようございます。さきの常任委員会におきまして委員長に選任をいただきました内野幸喜と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育、警察両分野とも、県民の皆様方は非常に関心が高い分野です。ぜひ、この委員会で活発な議論そして審議を行い、充実した、そして両分野の充実発展につなげていただければというふうに思います。

ぜひ、この1年間委員の皆様方、執行部の皆様方、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。1年間どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、早田副委員長から挨拶をお願ひいたします。

○早田順一副委員長 皆さん、おはようございます。

同じく、さきの委員会におきまして副委員長に選任をされました早田でございます。

内野委員長をしっかりとお支えし、そしてまた執行部の皆さん、そして委員の皆様方の御協力を得ながらスムーズな委員会の運営ができますように、しっかりと心がけてまいりますので、どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

お世話になります。

○内野幸喜委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願ひします。

なお、自己紹介は課長以上にお願ひし、審

議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知いただきたいと思ひます。

それでは、教育委員会田崎教育長から順次お願ひします。

（田崎教育長、金子教育理事～平田体育保健課長の順に自己紹介）

○内野幸喜委員長 次に、警察本部の自己紹介をお願ひします。

（田中本部長、黒川警務部長～星原機動隊長の順に自己紹介）

○内野幸喜委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、教育委員会、警察本部の順に主要事業等の説明に入りますが、質疑については執行部の説明終了後一括して受けたいと思ひます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願ひします。

それでは教育長から、付託議案等も含めて総括説明をお願ひし、続いて各担当課長から主要事業について資料に従い順次説明をお願ひします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 議案の説明等に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの県議会議員選挙におきまして御当選されました先生方、まことにおめでとうござひます。心からお喜び申し上げますとともに、教育委員会施策の推進につきまして、今後ともなお一層の御支援、御協力を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。

着座にて説明をさせていただきます。

県教育委員会では、昨年3月に策定いたしました第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランのもと、今年度は特に重点的に取り組

むものといたしまして、「グローバル人材を育成する」「生きる力の基礎を育む」「いじめや不登校などに的確に対応する」「特別支援教育のニーズに応える」の4つの施策を掲げております。例えば「グローバル人材を育成する」では、平成32年度の小学校での英語教科化に先駆けまして、本県独自の教材といたしまして「I CAN DO IT! Junior」の作成等を行うこととしております。そのほか「生きる力の基礎を育む」「いじめや不登校などに的確に対応する」「特別支援教育のニーズに応える」につきましても、さまざまな取り組みを進めてまいります。

後ほど、主な施策で御説明をさせていただきます。

これらによりまして、引き続き教育プランに沿って子どもたちの夢をかなえる取り組みを推進してまいります。

次に、今議会に提案申し上げております教育委員会関係議案の概要につきまして、御説明をいたします。

まず、議案第1号平成27年度熊本県一般会計補正予算(第2号)でございます。高校教育課及び体育保健課の一般会計に係る事業につきまして、626万円余の増額補正をお願いしております。

次に、報告第1号平成26年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。繰越額は、総額6億9,016万円余で、主な内容といたしましては、高等学校施設整備事業費、高等学校校舎新增改築事業費等となっております。

次に、条例等議案でございます。

議案第23号は、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起にかかるものでございます。

次に、報告第12号は、くまもと家庭教育支援条例の規定に基づく平成27年度の熊本県におきます家庭教育支援の推進に関する施策の

報告でございます。

この後は、本年度教育委員会が取り組みます主要事業等及び今議会に提案されております議案等につきまして、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料、平成27年度主要事業及び新規事業をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目から8ページ目までにつきましては、教育委員会の組織機構や分掌事務でございます。説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成27年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算は、総額1,557億900万円余となり、前年度比で3億300万円余の減となっております。これは、主に県立図書館や県立体育館の改修費の減によるものでございます。

各課別の内訳は、表のとおりでございます。

一般会計に熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計の2つの特別会計を加えました当初予算総額は、1,573億6,400万円余となりまして、前年度比で3億100万円余の減となっております。

この後、各課から主要事業及び新規事業を説明いたします。

初めに、教育政策課でございます。

10ページをお願いいたします。

まず、教育振興基本計画推進事業でございます。

平成26年3月に策定いたしました、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況を広く県民に周知するとともに、計画の推進を図るものでございます。

事業内容といたしましては、1の第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を開催し、計画の進捗状況への意見を求めたり、2の進捗状況のリーフレットの作成やホームページによる周知を図ってまいります。

また、3の「くまもと教育の日」の取り組みや、4の知事の出前ゼミなどを実施するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

学校改革プロジェクト支援事業でございます。

学校におきますさまざまな課題解決のために、教職員が生徒と向き合う時間を確保し、より教育効果を高めるための学校改革を推進するものでございます。

事業内容といたしまして、2の(1)、(2)につきましては、昨年度からのモデル校10校の学校改革への支援、(3)では、その成果を報告会やホームページで公表するものでございます。

また、(4)といたしまして、このモデル校での成果をそれ以外の学校へ広げるための方策を検討してまいります。

次に、12ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

事業目的にありますとおり、ICTいわゆる情報通信技術を活用しました教育活動全般における情報化を推進するものでございます。

事業内容といたしましては、1のICTを活用しました「未来の学校」創造プロジェクトにおきまして、タブレットパソコンなどを使用しましたICT活用の教育効果について調査研究を進めてまいります。

2の、ICTを活用した教育活動を支援する取り組みにつきましては、県内3カ所を予定しておりますワークショップなどを開催するものでございます。

3の、情報モラル・情報安全教育の充実に

つきましては、学校非公式サイトネットパトロールなどを行うものでございます。

4の、ICT機器やネットワーク等の情報環境の整備につきましては、県立学校におきますネットワークの運用等によります情報環境の整備を行うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業は、公立学校共済組合熊本支部が行う人間ドック及びメンタルヘルスなどの福利厚生事業に対しまして、公立学校共済組合熊本支部に補助金を交付するものでございます。

下段の、教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅の維持管理を行うものでございまして、事業内容1の、平成8年度から13年度までに建設しました住宅に係る償還金や、2の、廃止教職員住宅の売却手続に要する経費でございます。

教育政策課は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料は、14ページをお願いいたします。

まず、教員の指導力向上事業でございます。事業目的にありますスーパーティーチャーは、学校教育法上は指導教諭と規定されていますが、公開授業のほか他の教諭等の授業の観察や研修会の開催などを通じまして、所属校だけでなく他校の教員に指導・助言を行うことにより、人材育成と教員全体の指導力の向上を図るものでございます。

スーパーティーチャーの配置につきましては昨年度から実施しておりまして、本年度は表のとおり10人を配置いたしております。

次に、15ページをお願いいたします。

上段につきましては、事業名は公立高等学校授業料徴収等事業でございますが、事業目的にありますとおり、授業料に充てるため就

学支援金を支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図るものでございます。

事業内容は、保護者等の収入に照らして、授業料と同額の就学支援金を交付するとともに、交付対象外の生徒の授業料につきまして、金融機関に徴収等に関する事務を委託するものでございます。

予算額22億8,300万円余は全額国庫負担金で、このうち就学支援金が22億3,500万円余と、予算額の大半を占めております。

下段の教育サポート事業につきましては、事業目的ですが、退職教員等の知識や経験を活用し、教育支援体制の充実を図るものでございます。

事業内容は2つございまして、1の小中学校サポーターは、教室外登校者の学習指導や、問題行動のある児童生徒の支援、発達障害のある児童生徒の学習支援などを行うものでございます。

2の特別支援学校サポーターは、重度重複障害を有する児童生徒の食事、排せつ、教室の移動などの支援を行うものでございます。

学校人事課は以上です。よろしく願いいたします。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。着座にて御説明させていただきます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

上段の、くまもと家庭教育支援条例に基づく家庭教育支援の推進でございます。

主な事業内容として、4のとおり、くまもと「親の学び」プログラム講座を開催いたしまして、プログラムの普及啓発を推進するとともに、新規事業といたしまして7と8のとおり、幼稚園、保育園及び高等学校に指定校を位置づけまして、家庭教育支援に関するモデル事業を行うものでございます。

また、9では社会教育関係団体に親子同士の学びやコミュニケーションづくりを委託してまいります。

下段の子どもの読書活動の推進は、昨年改訂いたしました第3次の熊本県子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の推進とその支援に取り組むものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

地域の寺子屋(学校・家庭・地域の連携)の推進は、子どもたちの学習活動、体験活動の場となる地域の寺子屋を、地域の教育力を活用して県全体に拡充していくために引き続き取り組むものでございます。特に新規事業である、4の「地域未来塾」は、さまざまな事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小中学校生を対象に、放課後、土曜日や夏休みなどに、大学生や教員OBなど地域住民の協力を得て学習支援に取り組むものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

「熊本の心」活用推進事業でございます。既に、県内全ての小中学校で使用されております道徳教育用郷土資料である「熊本の心」は、熊本の生んだ偉人、自然や伝統文化を知ることができるかと好評を得ております。この資料を、学校にとどまらず社会教育の場面でも広く活用・普及し、郷土熊本を知り、熊本を愛する県民運動につなげていこうとするものでございます。

最後に、19ページをお願いいたします。

くまもと文学・歴史館整備事業でございます。

現在の熊本近代文学館は、現在、全面改修に伴い閉館中ですが、リニューアル後は近代文学館としての活動実績を着実に承継するとともに、県立図書館が所蔵いたします古文書等の歴史に関する貴重資料を加えて展示し、子どもたちにもわかりやすく情報発信できるよう、知の拠点としての施設の充実を図るものでございます。

なお、平成28年1月の開館を予定してお

り、平成27年度は施設改修工事とあわせまして、「くまもと文学・歴史館」の新たな役割や機能について、講演会や講座等を活用して積極的に周知してまいります。

社会教育課は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○手島文化課長 文化課でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

新規事業の、日本遺産による文化財群魅力発信支援事業でございます。本事業は、事業目的にありますように、日本遺産に取り組む市町村などを支援するとともに、文化財の保存と活用を推進し、地域の活性化に寄与することを目指しております。

参考といたしまして、日本遺産の概要をここに示させていただきます。

本年4月24日に人吉・球磨地域を含む18件が、初めて日本遺産に認定されました。そして昨日でございますが、下村大臣から認定書の交付が行われたところでございます。認定によって、情報発信や普及啓発などにつきまして、国の支援を受けることが可能となっております。

そこで、県といたしましても事業内容にするしておりますように、1、日本遺産推進指導事業によりまして日本遺産に認定された人吉・球磨地域の効果的な事業の推進の支援や、国が2020年度までに100件程度の認定を考えておりますことから、人吉・球磨地域以外の地域におきます日本遺産認定に向けた取り組みを支援してまいります。

また、2の日本遺産推進調査等事業といたしまして、日本遺産ストーリーの構成文化財等を充実させるため、人吉・球磨地域の未指定文化財の学術調査や新たに指定されました市町村文化財の修理経費の補助などを行うものでございます。

このような取り組みによりまして、日本遺産認定を契機にして文化財の保存と活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、21ページをお願いいたします。

鞠智城整備事業でございます。鞠智城について特別史跡の指定に向けた取り組みなどを行い、国営公園化の推進に資することを目的としております。

事業内容の歴史公園整備事業の堀切門地区遺構崩壊防止工事の実施に加えまして、事業内容2の特別史跡指定推進事業では、これまでの発掘調査の成果を総括した総合報告書で明らかになりました鞠智城の歴史的・学術的価値を広く示し認知度を向上させ、機運醸成を図ってまいります。

具体的には、若手研究者の論文募集事業、東京シンポジウムの開催、リーフレット作成、古代山城に関する研究会開催の事業などを展開してまいりたいと考えております。

次に、22ページをお願いいたします。

細川コレクション永青文庫推進事業でございます。本県の文化・芸術の発展や観光振興に寄与することを目的に、公益財団法人永青文庫が所蔵いたします美術品などを、県立美術館の細川コレクション永青文庫常設展示室に展示するとともに、永青文庫からの預かり品の調査、研究、修復や広報啓発事業を通しまして、県内外への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

事業内容の主なものを御説明いたします。

1、展覧会事業等として、ここにあるように計3回の企画展を開催いたします。また、日本遺産認定と連動した特別展として「ほとけの里と相良の名宝展」を企画しております。

事業内容の2、修復事業では、永青文庫の預かり品を企画展示に活用するため修復を行うものでございます。

また、3、調査事業では、一昨年細川家文書が国の重要文化財に指定になり、美術館でも「信長の手紙」と題した展覧会で好評を博

しましたが、熊大等で文書解読などを行うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

県立美術館本館改修整備事業でございます。

昭和51年の開館から39年が経過いたしました県立美術館本館について、老朽化した施設設備の改修を行うことで長寿命化などを図り、良好な展示環境及び所蔵品の保管環境を確保することとしております。

主な工事内容予定にございますように、平成27年度は主にホール等の防水工事と、平成28年度に施工する分の設計を行うこととしており、今後とも計画的に改修を進めてまいりたいと考えております。

文化課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。よろしく願いいたします。

説明資料の24ページをお願いします。

校舎新增改築事業といたしまして、17億8,534万1,000円を計上いたしております。

事業の概要でございますが、この事業は、県立高等学校の安全性を確保し、施設の整備、充実を図るため、老朽危険施設の改築等を行うものでございます。

平成27年度は、事業内容の1の翔陽高校実習棟改築事業、2の高森高校校舎改築事業、3の熊本工業高校実習棟改築事業を実施してまいります。

また、4の新規の小川工業高校実習棟改築事業につきましては、事業実施に向けた検討を行うため、基本構想の設計委託を実施してまいります。

施設課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

熊本県育英資金貸与事業でございます。本事業は、勉学の意欲がありながら経済的理由により就学困難な学生、生徒に対して教育の機会均等を図り、将来、社会に貢献し得る人材を育成するために育英資金を貸与するものでございます。平成27年度は、全体で4,628名に対し約13億円余の貸与を見込んでございます。

なお、本事業の財源となる返還金の徴収につきましては、平成22年度から長期滞納者に対する法的措置を含む徹底した未収金対策に取り組むとともに、初期滞納者に重点を置いた文書や電話等による催告を行っております。

次に、下段をお願いします。

奨学のための給付金事業でございます。本事業は、平成26年度に創設されたもので、低所得者層の教育費負担の軽減を図ることにより、経済的理由により就学困難な子どもの教育の機会を確保し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的としております。市町村民税非課税世帯に対し、授業料以外の教育費、教科書代、教材費等を支援するため給付金を給付するもので、今年度は学年進行により対象者が1、2年生に拡大し、通信制について生活保護受給世帯を補助対象に新たに追加するなど、低所得世帯へのさらなる教育費負担の軽減を図っております。

なお、平成27年度は、約4,700名を対象に約3億5,000万円の給付を予定しております。

26ページをお願いいたします。

まず、県立学校いじめ・不登校等対策事業でございます。

本事業は、悩みを抱える生徒や保護者、教職員に対し、専門的知識に基づいたカウンセリングやソーシャルワークを実施し、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図ることを目的に実施します。

スクールカウンセラーの配置についてですが、分校3校を含む全ての県立高校54校にスクールカウンセラーを各1名配置し、生徒、保護者や教員等の相談、助言等を行い、生徒等の心の問題の改善、解決、いじめや不登校等の課題解決を図ってまいります。

2、スクールソーシャルワーカーの配置につきましては、県北、県央、県南、天草の各1校拠点校を指定し、スクールソーシャルワーカーを各1名配置し、学校、家庭、関係機関等との連携を図り、各関係者が協働しながら、子供を取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めるためのシステムづくりを行ってまいります。

27ページをお願いします。

いじめ防止対策推進事業でございます。

いじめ防止対策推進法及び熊本県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のため、県及び県教育委員会、学校における環境整備を総合的に推進するための事業になります。

まず、1、熊本県いじめ問題対策連絡協議会ですが、関係機関及び団体の連携を通して、いじめの防止等に向けた取り組みの充実を図ってまいります。

2、熊本県いじめ防止対策審議会は、県教育委員会に設置する附属機関で、いじめの防止等のための調査・研究等や有効な対策の審議等を行います。

3、いじめの防止等の対策のための組織は、各県立学校に常設する組織で、心理、福祉等に関する専門家を招聘し、いじめの防止等の対策に取り組みます。

4、学校調査委員会は、いじめによる重大な事態が発生した場合、県立高校に学校調査委員会を設置し、県教育委員会から外部の専門家等を派遣し、学校と一体となって調査を行います。

最後に、いじめ問題等緊急支援事業ですが、学校及び市町村教育委員会だけでは解決

が困難ないじめ等の生徒指導上の問題行動等に対応するため、外部の専門家等から成る支援チームを市町村教育委員会及び学校に派遣する事業でございます。

次に、28ページをごらんください。

いじめ未然防止推進事業でございますが、学校、家庭及び地域が相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない、学校・学級づくりの機運を高めるため、シンポジウムや高校生会議を実施してまいります。

次に、下段をお願いいたします。

外部専門機関と連携した英語指導力向上事業でございます。

これは、国の中央研修の修了者が英語教育推進リーダーとして中核教員への研修の講師を務めるなど研修の体系化を図り、英語教員の指導力等の向上を図るものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

スーパーグローバルハイスクール推進事業でございます。国からスーパーグローバルハイスクールの指定を受けた高等学校等が、国際化を進める国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、生徒が外国語、特に英語を使用して行う活動の充実や、先進的な人文科学、社会科学等の教育の重点化に取り組み、その指定校が行う質の高いカリキュラムの開発・実践や体制整備を支援することを目的とした事業でございます。

平成27年度は昨年度から引き続き済々黌高等学校が指定を受け、環境問題をテーマとした課題研究や英語によるディベート講座に取り組んでおり、今年度はドイツへの研修旅行も実施する計画でございます。

続いて、下段をお願いいたします。

熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業でございます。グローバル人材を育成するために、県内高校生を昨年の15名から30名に倍増させ、アメリカ・モンタナ州にあります州立モンタナ大学に約2週間派遣し、異文化に触

れながら海外で学ぶすばらしさを肌で感じさせるとともに、英語運用能力の向上に向けて集中的な研修を受講させます。あわせて、引率の英語教師3名に英語教授法の研修を受講させ、本県英語教育の充実を目指すとともに、県が推進しております州立モンタナ大学や海外大学への進学者の拡充を目指す事業でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

高校生海外修学旅行促進事業でございます。

本事業は、昨年度から引き続きの事業になります。

事業目的でございますように、旅行予定地であります台湾への海外修学旅行を検討している県立高等学校において、学校の職員及び保護者代表を派遣し、旅行予定地の事前調査を行い、その成果を普及させることにより、県内高等学校の海外修学旅行を促進し、国際的な感覚を身につけたグローバルな人材育成環境を充実させるものでございます。

続いて、下段をお願いします。

高校生キャリアサポート事業でございます。

本事業は、事業目的でございますように、県立高校にキャリアサポーターを配置し、求人開拓や進路相談等による高校生の就職支援を行うものでございます。

平成27年度は、昨年度と同様に20人を県立高校33校へ配置しております。

次に、31ページをお願いいたします。

就農教育連携支援事業でございます。

本事業は、農業関係高校と行政機関、地域農業界とが連携・協働し、農業を担う人材の確保・育成を図るものでございます。

具体的な事業としましては、県内農業関係高校13校が就農教育プログラムを作成し、外部人材を活用した講演、講習会、先進農業経営の視察研修や現場実習、地域と連携した共

同研究などを実施いたします。

次に、下段をお願いいたします。

就業支援プロジェクトでございます。

本事業は、事業目的でございますように、生徒の専門性の深化、進路目標の確立を図ることを目的に、熟練技能者等を工業関係高校や農業関係高校など専門高校に派遣し、講習会を通して、授業では取得できない技術の実技指導を行い、生徒の実践的な技術、技能の習得を目指すものでございます。

続きまして、32ページをお願いします。

実習船熊本丸代船建造事業でございます。

本事業は、新規事業でございます。

苓洋高校の実習船熊本丸は、竣工から17年目を迎えており、安全性や教育効果の高い実習船教育を行うためには代船の建造が必要であるため、平成31年3月の定期ドックまでには建造できるように取り組んでおります。そのため、今年度は水産系の大学教授や地元漁業者の代表による有識者会議を開催し、来年度の設計に向けた基本計画書の作成を行うものでございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

御所浦高校生通学支援事業は、御所浦振興事業の一環の新規事業で、御所浦地域から天草市内の高校へ通学する生徒の通学費を無料化するための事業でございます。

天草市が保護者に対して定期券代の総額を負担する事業を実施しておりますが、その2分の1について県が補助するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

最後に、県立高等学校教育整備推進事業等でございます。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このようにまとめて記載しております。

資料右側の事業内容でございますが、1点目としては県立高等学校再編整備等基本計画で後期の再編対象としている球磨地域につい

て、平成26年度末に策定した後期実施計画球磨地域に基づきまして、新設高校の開設準備を進めてまいります。

2点目として、前期、中期、後期の再編整備に伴う新設高校の円滑な運営ができますよう、上天草高校や矢部高校等に通学する生徒への通学支援や跡地の利活用についての検討等を行ってまいります。

高校教育課は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

34ページの上段をお願いいたします。

学力向上推進事業でございます。

本事業は、本県における児童生徒の学力向上を図るための事業でございます。

事業内容としましては、熊本県学力調査「ゆうチャレンジ」等の開発実施などにより、本県児童生徒の学力の課題解決に向けた取り組みの推進を図るものでございます。

下段をお願いいたします。

道徳教育総合支援事業でございます。

本事業は、伝統と文化を尊重する心や、我が国と郷土を愛する心の育成を目指し、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を図るとともに、教師の指導力の向上及び学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を図るものです。

事業内容1及び2についてですが、国においては、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で、一斉に道徳が教科化されますが、本県におきましては、来年度から全ての小中学校で特別の教科道徳の趣旨内容を踏まえた授業の実施を目指し、有識者による検討会議を立ち上げるとともに、県内全ての小中学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施いたします。

また、3についてですが、「熊本の心」を題材としたテレビ番組を制作・放送し、その

番組を収録したDVDを県内小中学校等に配布することにより、家庭や地域も含め県民全体に広く周知するとともに、道徳の時間等における「熊本の心」の一層の活用推進を図るものです。

35ページの上段をお願いいたします。

地域とともにつくる熊本版コミュニティースクール推進事業でございます。

本事業は、本県独自の熊本版コミュニティースクールの導入促進により、開かれた学校づくりを推進するものです。

事業内容としましては、宇城、阿蘇、球磨の3管内で地区別推進シンポジウムを、玉名及び山鹿市合同で文部科学省共催によるフォーラムを行う予定です。

中段をお願いいたします。

日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございます。

本事業は、水俣病への正しい理解、環境保全活動や環境問題の解決に向けての意欲的な態度等の育成を目的として、県内全ての公立小学校5年生を水俣に派遣できるよう、市町村の事業を支援するものでございます。

下段をお願いいたします。

土曜授業推進事業でございます。本事業は、質の高い土曜授業の実施に資するため、効果的な指導方法やモデルカリキュラムの開発などを行い、その成果の普及を図るもので、土曜授業実践校の指定やカリキュラム等検討委員会の開催を行います。

36ページの上段をお願いいたします。

英語教育改革推進事業でございます。本事業は新規の事業で、本県における英語教育の充実を図るためのものでございます。

事業内容の1、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業につきましては、国の中央研修の修了者が英語教育推進リーダーとして、中核教員への研修の講師を務めるなど研修の体系化を図り、英語教員の指導力等の向上を図るものです。

2の、英語教育強化地域拠点事業につきましては、高森町の小中学校及び県立高森高等学校を英語教育強化地域として指定し、小学校における教科化及び中高における英語教育の高度化のあり方等について実践研究を行うものです。

下段をお願いいたします。

英語教育改革推進事業は、予算を本年度に繰り越して実施するものです。

事業目的は、本県独自の小学校用英語音声教材「I CAN DO IT! Junior」を作成し、県内の小学校における活用を推進することで小学校英語教育の充実を図るもので、そのため教材の開発、検討委員会の開催や教材製作の委託を行います。

37ページの上段をお願いいたします。

グローバル人材育成推進事業でございます。本事業は新規事業で、外国人指導助手いわゆるALT等との異文化交流活動を通して、小中学生のチャレンジ精神や主体性、積極性等を引き出し、グローバル人材としての必要な資質の素地の育成を図るものです。

事業内容としては、県下の小中学生、各150名の参加を募り、ALT等との異文化交流活動を実施します。

中段をお願いいたします。

学力向上アドバイザー派遣事業でございます。本事業は新規事業で、学力に課題を抱える学校に対して、学力向上対策に識見を有するアドバイザーを派遣し、実効的な助言を与えることにより、当該学校の学力向上を図るものです。

なお、本年度はアドバイザーとして退職校長3名を採用し、各管内の学力の状況から玉名、上益城、天草の3教育事務所に配置しています。

下段をお願いいたします。

小中一貫教育推進事業でございます。本事業は新規事業で、小中一貫教育による先導的な取り組みに関する調査研究を通して、学力

向上やいじめ、不登校問題等、いわゆる中1ギャップの課題解決を図るものでございます。

事業内容といたしましては、小中一貫教育推進協議会の開催、モデル地域の指定による先進事例の研究等を行います。

38ページの上段をお願いいたします。

中学校夜間学級に関する調査研究等事業でございます。本事業は新規事業で、中学校夜間学級の実態や必要性に関する調査研究を行い、本県における中学校夜間学級設置の方向性を明らかにするものです。

事業内容としては、中学校夜間学級を設けている自治体等の視察や、設置の必要性等についての調査研究のための検討会議を開催します。

下段をお願いいたします。

へき地・小規模校教育推進事業でございます。

本事業は、僻地小規模複式学級を有する学校における指導の充実と教育の振興を図るものです。本年度、本県において各県持ち回りの全国へき地教育研究大会が行われますが、その実施に係る県の負担金でございます。

次に、39ページ上段をお願いいたします。

学級経営等支援員配置事業でございます。

本事業は昨年度から実施しているもので、うまく機能しない状況の学級等を有する小中学校に対して、学級経営等の支援体制の充実を図る事業です。学級経営等支援員を派遣し、児童生徒への対応及び担任への指導助言などを行ってまいります。

中段をお願いいたします。

外部専門家による学校支援充実事業でございます。

本事業は、いじめや不登校等の問題行動の未然防止及び解消を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校支援アドバイザーを学校や教育事務所等に配置するものです。それぞれの専門家の知

見、技能等を活用し、児童生徒等に対する教育相談体制や、教育、福祉、医療等の関係機関とも連携して、対応できる組織対応体制が充実するよう学校等を支援してまいります。

下段をお願いいたします。

子どもたちによるいじめ防止推進事業でございます。

本事業は、本年度の新規事業でございます。子どもたちみずから考えた主体的な取り組みや、学校、家庭、地域の連携による支援体制の充実により、いじめを許さない環境づくりを推進する実践的な研究を市町村に委託し、学校教育における重要な課題であるいじめの未然防止及びその解消を支援してまいります。

義務教育課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。着座にて御説明させていただきます。

説明資料の40ページ上段の、特別支援教育総合推進事業をごらんください。

事業目的ですが、障害のある児童生徒への支援に係る体制整備、教員の専門性向上などの取り組みを通じ、特別支援教育の総合的な推進を図るものです。

事業内容の1に記載のとおり、体制整備を推進するために、県レベルや教育事務所レベルなどで連携を図る会議を実施いたします。

2の、教員の専門性向上及び障害の理解啓発を図るために、基礎講座などを実施いたします。

次に、下段の発達障がい支援事業を御説明します。

事業目的ですが、急増している発達障害のある児童生徒への対応として、小中学校、高等学校における支援体制の充実や専門性の向上を図るものです。

事業内容に記載のとおり、1は専門家を研

修講師として高等学校へ派遣するものなどございます。

2と3は、管理職向けの研修や特別支援学級を初めて担当する者に対する説明会を行うものでございます。

4は、平成25年度から鹿本農業高等学校をモデル校として、発達障害のある生徒への支援方法などについて研究を行っているものでございます。

5は、県立高等学校5校に特別支援教育支援員を1名ずつ配置し、学習活動上の支援や学校生活上の介助を行うものでございます。

6は、今年度から4年間をかけて新たに取組み研修でございます。

この研修は、通常の学級を担任する全ての教員が発達障害について理解を深めるための基礎的内容や、個別の教育支援計画の作成方法について研修するものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

上段の、特別支援教育充実事業でございます。

事業目的は、特別支援学校の教員の専門性向上及びセンター的機能の充実推進を図るものでございます。

事業内容に記載のとおり、特別支援学校の教員を専門研修へ派遣したり、言語聴覚士などの外部人材の活用を進めたりするものでございます。

次に、下段の特別支援学校キャリアサポート事業を御説明します。

事業目的ですが、特別支援学校3校に求人開拓などを行うキャリアサポーターを配置し、就職支援を行うとともに、就職後の早期離職防止を図るものでございます。

次に、42ページをお願いいたします。

上段の、ほほえみスクールライフ支援事業を御説明します。

事業目的ですが、特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うなど対象児童生徒の安全安心な学習環境整備と保護者の負担軽

減を図るものでございます。

事業内容の1に記載のとおり、本年度は特別支援学校7校に16人の看護師を配置しております。

また、2は人口呼吸器を装着している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、学校に看護師を派遣する訪問看護ステーションに対しまして補助を行うものでございます。

次に、下段の特別支援教育環境整備事業を御説明します。

事業目的ですが、熊本市及び周辺における特別支援学校高等部への入学を希望する生徒の増加に対応するため、平成26年度に策定しました県立特別支援学校整備計画第1次実施計画に基づきまして、特別支援学校の整備推進を図るものです。

事業内容に記載のとおり、東部新設支援学校(仮称)の整備に向けた基本構想を策定するとともに、熊本支援学校、菊池支援学校高等部山鹿分教室、松橋支援学校高等部氷川分教室の改修を実施するものでございます。

特別支援教育課は以上です。よろしく願います。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。着座にて御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

各種人権教育研修事業でございます。

本事業は、人権教育推進に中心にかかわる各学校の管理職や人権教育主任等を対象として、さまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために各種研修を実施するものでございます。

事業内容ですが、1の学校人権教育推進事業は、熊本市内を除く全ての公立学校長を対象に研修を実施するものです。

2の人権教育フォーラムは、山鹿市及び全ての教育事務所管内で実施するものです。

3の県立学校等人権教育研究協力校事業、4の教育庁職員人権問題研修会も、あわせて

計画的に研修を行ってまいります。

人権同和教育課は以上でございます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。着座にて説明させていただきます。

44ページをお願いいたします。

上段の歯・口の健康づくり推進事業でございます。

本事業は、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、健康福祉部等と連携し、フッ化物洗口の全小中学校実施に向け、市町村への指導助言を行うとともに、県立中学校における洗口実施に必要な薬剤等の購入を支援する事業でございます。

下段の、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業でございます。

本事業は、安全教育の指導方法の開発や学校外の専門家による指導助言を行うことにより、学校における安全教育、安全管理の充実を図るものでございます。

事業内容は、モデル校を指定し防災支援事業として緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練の実施を支援してまいります。

また、防犯支援事業として、自治会等の地域団体と連携して、学校の安全確保を図る取り組みを支援していくものでございます。

次に、45ページお願いします。

上段の新規事業、児童生徒のスポーツ環境整備事業でございます。

本事業は、県教育委員会が策定した児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針に基づいて、小学校の運動部活動の社会体育移行等を推進し、児童生徒にとって安心安定したスポーツ環境を確保するものです。

事業内容は、市町村が行うスポーツ環境整備会議、指導者研修会の開催費用や社会体育移行に伴う指導者への謝金等について市町村へ補助を行い支援していくものでございます。

次に、下段の2020東京オリンピック選手育成事業でございます。

本事業は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、オリンピック出場可能性のある県内関係の選手を集中的に育成強化し、多くの出場者を生み出すことを目指し、本県のスポーツ振興を図るものでございます。

事業内容は、オリンピック正式競技28競技から選手40人程度を選出し、所属する各競技団体へ助成を行い、各競技団体においては医学分野を取り入れた先進的トレーニング、国内外への合宿遠征等を実施するものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

県営体育施設管理費でございます。

本事業は、(1)ら(5)県立体育施設の管理を指定管理者に行わせるための管理運営費等でございます。

なお、現在の指定管理期間が平成27年度末に終了することから、28年度からの3期目の指定管理者選定を行うこととしております。

体育保健課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き、警察本部から説明をお願いします。田中警察本部長。

○田中警察本部長 まずもって、このたび教育警察常任委員会委員に就任されました先生方には、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げますとともに、警察行政につきまして今後とも一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、着座で説明いたします。

業務概況及び主要事業の詳細につきましては、後ほど担当部長が説明いたしますので、私からは最近の治安情勢等について説明させていただきます。

昨年は、県警察の治安対策として策定した

「安全・安心くまもと」実現計画2014の最初の年として、組織を挙げて各施策を推進してまいりました。

その結果、刑法犯認知件数は11年連続で減少するとともに、刑法犯の検挙率も一昨年に比べて向上し、交通事故についても、発生件数、死傷者数ともに一昨年に比べ減少しており、各種対策の効果が上がりつつあります。

しかし、一方では、女子高校生被害に係る殺人事件、コンビニ等を対象とした強盗事件、危険ドラッグの使用に起因する交通事故が発生したほか、高齢者が被害に遭う交通事故や、いわゆる振り込め詐欺などの特殊詐欺が高水準のまま推移しており、さらには女性や子供に対するわいせつ、声かけ事案が多発いたしました。

本年は「安全・安心くまもと」実現計画2014に、新たに危険ドラッグ対策の推進、高齢者を交通事故から守る対策の推進、人命尊重の交通安全思想の普及、犯罪被害者支援の充実強化といった推進施策を加え、取り組みを強化してまいりました。

その結果、本年5月末現在、刑法犯認知件数が昨年同期より346件少ない4,020件、交通事故者数は6人少ない30人で、いずれも減少しているほか、本年6月から性暴力被害者のためのワンストップ支援センター事業を開始したところであります。

しかしながら、先ほど申し上げました各種課題のほか、阿蘇山の火山活動や梅雨の豪雨による災害の発生も懸念されるところであり、警戒を欠かせないところであります。

県警察では、今後とも県民の期待と信頼に応えることができるよう、全力を挙げて「安全で安心なくまもと」の実現を目指す所存でありますので、委員の皆様方には多方面にわたる御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、今回県警察から提案しております2件の議案について御説明いたします。

第24号議案は、交通指導取締時の車両損壊事案に関する和解について報告し、承認をお願いするものです。

報告第8号は、専決した13件の交通事故の和解についての報告です。

詳細につきましては担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○黒川警務部長 警務部長の黒川です。

私からは、お手元の県警察の説明資料に沿いまして、県警察の概要及び警務部の主な業務について御説明いたします。

まず、県警察の概要から御説明をいたします。資料の2ページをごらんください。

県警察の組織についてであります。まず公安委員会については知事の所轄のもとに置かれ、5人体制で県警察を管理しております。

次に、県警の組織であります。県警察は、警察本部長のもと5つの部で構成する警察本部、熊本市警察部、警察学校及び23の警察署で組織されています。

警務部は、この図の左側にありますとおり、9つの課で県警察の管理部門を担当しております。

また、熊本市警察部は、熊本市の政令指定都市移行に伴い、警察法の規定に基づき設置したものであります。

3ページをごらんください。

職員の条例定数ですが、県議会議員の皆様の御理解と御支援により、本県では警察改革以降の平成14年度から本年度にかけて合計304人の警察官が増員され、現在、警察官3,079人、一般職員421人の合計3,500人の定員となっております。

その下のグラフは、警察官1人当たりの負担人口であります。本県の警察官1人当たりの負担人口は606人で、依然として九州では最も多い状態です。

4ページをごらんください。

職員の年齢構成ですが、左側の警察官のグラフにあるとおり、20代から30代前半及び50代の比率が高く、年齢構成が二極化しております。

5ページをごらんください。

「安全・安心くまもと」実現計画2014についてですが、これは平成26年からの2年間の治安対策として作成した県警察の総合治安計画であり、記載のとおり3つの基本目標と8つの重点を掲げて取り組んでいるものです。計画の最終年となる本年は、これまでの取り組みの成果と課題、さらには治安情勢の変化等を踏まえ、備考欄にありますとおり新たに4つの施策を追加し「安全・安心くまもと」の実現に向けた組織的な取り組みを推進しております。

6ページをごらんください。

警察予算についてです。本年度の警察費の当初予算は、総額約380億円。その8割が人件費であります。また、県予算全体に占める警察予算の割合は、約5%となっております。

次に、警察署の再編についてです。

平成25年12月に策定した警察署再編計画に基づき、今後、氷川警察署の八代署への統合、そして、いずれも仮称ではありますが、熊本県警察氷川機動センター及び熊本合志警察署の整備事業を推進してまいります。

7ページをごらんください。

警察施設の現状についてです。

ごらんのとおり警察施設の老朽化が進んでおり厳しい財政状況ではありますが、県民の安全・安心のよりどころとなる警察施設の整備については、的確に対処していかなければならないと考えてございます。

第7の大量退職・大量採用時代への対応についてです。

年齢構成上、当県では平成32年ごろまで毎年80人以上の定年退職者が見込まれる状況で

す。優秀な人材の採用に努めるほか、退職警察官等の再任用や非常勤職員としての再雇用により、ベテランの知識、技能を第一線の活動や若手警察官への技能伝承に活用しています。

次に、警務部の主な業務について御説明いたします。

警務部は、これまでに申し上げた組織、人事、採用、企画、予算等のほかにもさまざまな業務を所管しております。

10ページをごらんください。

県民への情報発信についてです。

県民の安全安心に寄与する情報発信は、従来からの広報誌等の発行のほか、ツイッターやYouTubeなどのインターネットを活用した情報発信、マスコミとの連携、県警察音楽隊の演奏活動を通じた広報啓発活動などを実施しております。また、事件・事故発生の際の迅速かつ正確な発表のほか、熊本県個人情報保護条例等に基づく開示請求への的確な対応など、県民の知る権利にも配慮した取り組みを推進しています。

11ページをごらんください。

犯罪被害者支援の充実強化についてです。

これは、性暴力被害者が被害直後から警察や医療機関、弁護士などによる支援を可能な限り1カ所で受けられるよう、性暴力被害者のためのワンストップ支援事業を、公益社団法人熊本被害者支援センターに業務委託し、今年6月1日からサポートセンター「ゆあさいどくまもと」として24時間体制で運用を行っているところでございます。

このサポートセンターにおける支援の実績でございますが、今年1日から昨日まで38件の相談を受けており、今後も関係機関と連携し、性暴力被害者への総合的な支援を行っていきたくと考えております。

第10の、警察安全相談業務の推進です。各警察署で住民から相談を受けた業務を警務部で一元的に管理するとともに、相談に関する

情報を集約活用できるシステムを構築し、情報の共有による組織的対応を強化し、犯罪による被害の未然防止に努めるなど、的確な対応を行っています。

12ページをごらんください。

留置業務についてですが、現在、主要な9の警察署と熊本東警察署の庁舎内にある県警察本部直轄の留置施設の合計10カ所の留置施設において、被疑者を留置しています。警察では、被疑者の人権に配慮し、留置事故の絶無に努めております。

13ページをごらんください。

警察学校における採用時教養についてであります。

大量退職・採用時代を受け、年間約100人の学生が入校しますが、警察学校では、強く、正しく、良識ある警察職員を育成するため、職務倫理や基礎的実務能力、体力気力を身につけさせることを重点に置き、向学練武の校訓のもと、厳しい中にも愛情のある指導により、新任警察官等の育成を行っております。

私からの説明は以上であります。お手元に関連するリーフレットをお配りしております。後ほどごらんいただければ幸いです。

○佐藤生活安全部長 生活安全部です。着座の上、説明をさせていただきます。

生活安全部の主な業務概況について、お手元の資料に基づき説明をいたします。

それでは、資料14ページをごらんください。

第1は、犯罪の起きにくい社会づくりの推進であります。

まず県下の犯罪情勢ですけれども、昨年の刑法犯認知件数は1万879件で、前年に比べまして15.2%減少し、平成16年以降11年連続で減少しているところであります。

一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺につきま

しては、昨年被害額が過去最悪の6億4,000万円に達するなど、厳しい情勢で推移しております。

被害撲滅対策としまして、警察官OBであります特殊詐欺被害防止アドバイザーの高齢者宅への戸別訪問によります防犯指導、高齢者宅に、犯人からの電話撃退に有効な自動通話録音機を設置するなど、二重三重の対策を推進をしております。

次は、資料18ページの第2、人身安全関連事案対策であります。

県警察では、重大事案を未然に防止するため、昨年の3月、警察本部生活安全企画課に、24時間3交代制で対応します人身安全関連事案対策室を設置をし、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明、児童、高齢者、障害者の虐待等について、初期段階から警察本部が積極的に関与し、被害者の安全確保措置のほか、警告、検挙措置等を専制的、予防的に取り組んでいるところでございます。

さらに、本年3月の人事異動におきまして、人身安全関連に対応する警察官を警察本部に6人、熊本市内3警察署に6人と、ことし増員となりました合計12人を増強配置したところであります。

次は、資料22ページの第3、子供を犯罪から守り育てる社会の実現であります。

昨年、刑法犯少年で検挙した少年は824人で、前年に比べ11.9%減少しましたが、万引きなどの初発型非行が高原状態で推移するとともに再非行者率が高く、警察で検挙・補導した少年の3人に1人が再び非行に走っている現状がございます。

一方、インターネットを利用して児童買春等の福祉犯被害に遭う少年も後を絶たない状況にあります。

このような情勢を踏まえまして、児童買春、児童ポルノ事犯等の取り締まりを強化するとともに、規範意識を醸成するための非行

防止教室を開催してまいります。

次は、資料24ページの第4、生活環境犯罪の検挙状況等であります。

生活環境犯罪は、悪質商法、闇金融、廃棄物の不法投棄、売春、賭博など多岐にわたっており、昨年は靈感商法を手口とした組織的な詐欺事件、未検査の玄米を検査米と偽装した農産物検査法違反、技能実習の資格で入国した外国人実習生をスナックのホステスとして稼働させた不法就労助長違反など、社会的にも反響の大きい事件を検挙しております。

次は、資料28ページの第5、サイバー犯罪の検挙状況等であります。

昨年のサイバー犯罪の検挙件数は135件で、前年に比べまして35件増加をしております。

インターネットバンキングの不正送金事犯でありますとか、クレジットカード情報を悪用した電子マネーの詐欺事件などを検挙しております。

県警では、サイバー犯罪に係る捜査力の向上を図るため、本年の4月、熊本高等専門学校の教授をサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに委嘱するとともに、県内の大学生で構成する熊本サイバー3、通称KC3としておりますが、これを発足させ、官民連携によります広報啓発活動を推進しているところであります。

次は、資料30ページの第6、地域警察活動であります。

地域警察官は、全警察官の3分の1、約1,000人の体制で、あらゆる警察事象に24時間即応する初動活動等に当たっておりますが、大量退職・採用により、全地域警察官の約45%が30歳未満となっており、組織を挙げてその若手警察官の実務能力向上に努めているところであります。

また、パトロールを強化してほしい、いつも交番にいてほしいという県民の要望等に応えるため、平成5年から交番相談員制度を導

入し、全体の95%に当たる54交番に76人を配置しております。

最後に、資料32ページの第7、通信指令業務であります。

通信指令課は、県下一円の110番通報の受理と指令業務を行っており、昨年は12万2,630件の110番通報を受理し、通信司令システム、県警ヘリを活用するなどしてレスポンスタイムの短縮に努め、犯罪の抑止及び検挙に努めております。

以上で生活安全部の説明を終わります。

○池部刑事部長 刑事部長の池部です。着座のまま御説明いたします。

資料は34ページです。

第1の刑法犯の検挙状況につきましては、資料記載のとおり認知件数が減少する中、昨年中は検挙件数、人員、検挙率ともに向上いたしました。

次に、めくっていただいて35ページの下段以降に記載しております、2の捜査手法、取り調べの高度化プログラムについてです。

県警察では、平成21年4月以降、裁判員裁判の対象事件については、被疑者取り調べの録音、録画を試験的に実施中ではありますが、今国会において裁判員裁判対象事件の被疑者取り調べの全過程の録音、録画を義務づける刑事訴訟法等の改正案が審議中でございます。これが成立した場合、取り調べの録音、録画は3年以内に施行されることとされており、これに適正に対応できるよう、録音、録画のもとでの捜査員の取り調べ能力のさらなる向上と、録音・録画装置の整備充実を進めてまいります。

36ページをごらんください。

第3の、殺人、強盗などの重要犯罪の検挙状況につきましては、昨年中は128件を認知し、101件を検挙いたしました。

昨年中の主な検挙事件は、次の37ページに列記しておりますが、人吉市における女子高

校生殺人・死体遺棄事件など、社会的反響の大きな凶悪事件につきましては、いずれも県民の皆様の御協力により犯人を検挙することができました。

刑法犯の認知件数は減少しておりますが、殺人や強盗等の凶悪事件や、女性や子供が被害者となる事件が依然として後を絶たず、これら県民生活を著しく脅かす犯罪については、今後とも早期かつ確実な検挙に努めてまいります。

めくっていただいて、39ページをごらんください。

第5の知能犯の検挙状況ですが、昨年は検挙人員は増加したものの、認知件数、検挙件数はともに減少いたしました。

昨年中の主な検挙事件は、次の41ページに列記しておりますが、3年ぶりに贈収賄事件を2事件摘発いたしております。

次に、40ページの特殊詐欺事件についてですが、昨年は全国同様、認知件数、被害額ともに大幅に増加いたしております。県警察では昨年中、特殊詐欺事件で8件、9人、通帳詐欺等の助長犯で72件、46人を検挙いたしました。犯人グループの拠点が首都圏中心に所在することが多く、また被害も広域にわたることから、今後とも引き続き全国警察との合同捜査など、その連携を一層密にしながら、事件の徹底検挙と被害の未然防止に取り組んでまいります。

次に、42ページをごらんください。

第6の、組織犯罪対策の推進についてです。

まず、1の暴力団対策ですが、県内の暴力団は現在27組織、構成員約830人を把握しており、本県の特徴といたしましては、山口組と道仁会の2つの組織が二極化した状態にあるということです。

また、44ページに記載しておりますが、道仁会と九州誠道会、現在の浪川睦会でございますが、この両組織は平成18年以降一連の対

立抗争事件を引き起し、現在は表面上鎮静化を装っておりますが、県警察では引き続き両組織の視察警戒活動を継続中であり、対立抗争の封圧と取り締まりの徹底を図っているところであります。

県警察では、暴力団を弱体化、壊滅するため、徹底した取り締まりとあわせて、暴力団対策法や熊本県暴力団排除条例等を効果的に活用しながら、より実効の上がる暴力団対策を強力に推進してまいります。

最後に、資料47ページの薬物・銃器対策についてです。

特に昨年、全国的に深刻な社会問題となった危険ドラッグにつきましては、熊本市内にも販売店が存在し、危険ドラッグに起因する交通事故が発生するなどしたことから、各種法令を駆使した集中的な取り締まり等を実施し、昨年11月には販売店の閉店を確認いたしております。

しかしながら、今後もインターネット等を通じて密売が懸念されることから、引き続き関係機関との連携を図りながら、強力な取り締まりと危険性についての広報啓発活動を徹底してまいります。

刑事部からは以上でございます。

○高山交通部長 交通部でございます。着座の上で、説明させていただきます。

第1に、県下の交通事故等の現状についてでございます。

資料54ページから58ページに、過去5年間の免許人口の推移や交通事故の発生状況、高齢者死者数の推移などを記載しております。

平成26年中の交通事故は、発生件数は8年連続、負傷者数は10年連続で減少しており、特に死者数につきましては、昭和29年以降の61年間で最少の76人となりました。

しかしながら、平成26年中の高齢者の交通事故死者数は53人と、全死者数の約7割を占め、また高齢者運転免許人口の割合も年々高

くなっておりまして、今後、高齢者が被害に遭うほか、高齢運転者による重大事故の増加が懸念される状況にあります。

次に、第2、総合的な交通事故防止対策についてでございますが、資料59ページと60ページをごらんください。

昨年から交通死傷事故の抑止、特に高齢者を交通事故から守る対策として、高齢者の安全の確保などを柱に、人命尊重、人優先の交通安全思想の普及を最重要視した対策に取り組んでおります。

主な取り組みとしましては、交通上危険な行動をする高齢者を把握し、個別の交通安全教育を行うキャッチプロジェクトや、高齢者の主な外出先となります場所へ出向き、高齢者一人一人に交通安全のワンポイントアドバイスなどを行ういきいき安全安心サポート事業などを行っております。

資料61、62ページをごらんください。

良好な自転車交通秩序実現のための対策ですが、自転車に関する交通事故は減少傾向で推移をしていますが、交通事故に関与した自転車運転者の約6割に何らかの法令違反が認められるという状況にあります。

本年6月1日からは、自転車運転者講習が始まり、自転車の安全利用に対する県民の意識も高くなっておりますので、絶好の機会と捉え、自転車利用者に対する交通安全教育や交通違反の指導取り締まり、通行環境の整備などを推進することとしております。

資料63ページをごらんください。

交通安全思想の普及啓発活動につきましては、関係機関・団体と連携した各種啓発活動のほか、過去の交通事故を分析し、予想される交通事故を防止するための専制的な対策を行うための情報発信活動を行っており、情報発信には県警公式のツイッターなどを活用しています。

資料64ページをごらんください。

悪質交通違反の指導取り締まりにつつまし

ては、無免許運転、飲酒運転など交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反や駐車違反、暴走行為など迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取り締まりを行っております。

資料66ページをごらんください。

交通安全施設等の整備についてでございますが、昨年度は社会資本整備重点計画に基づく安全対策、円滑化対策に加えまして、各種補助事業により、交通安全施設の大量更新とともに、信号機、道路標識等の整備を行っております。

本年度につきましては、昨年度に引き続き老朽化した交通安全施設の更新と並行して、信号機の新設、信号灯器のLED化などの整備を予定しております。特に県民からの要望が多い信号機につきましては、皆様方の御理解によりまして、昨年より2基多い17基の新設を予定しております。

最後に、資料67ページをごらんください。一定の病気等にかかる運転者対策についてですが、一定の病気にかかっている者に対する運転適性相談等を適正に実施するため、本年1月19日から看護師の資格を持つ非常勤職員を運転免許課に配置し相談に当たらせるなど、体制の強化を図っております。

以上で交通部関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○中島警備部長 警備部でございます。警備部の業務概況につきまして、着座にて御説明申し上げます。

お手元の資料の68ページをごらんください。

第1は、大規模災害等緊急事態対策の強化についてであります。

まず、平成26年中の自然災害の発生状況についてでございますが、昨年中、本県では、大雨洪水警報等の発令に伴い、災害警備本部を1回、災害警備対策室を22回設置しておりますが、人的被害の発生はありませんでし

た。

台風につきましては、九州へ2個上陸し、地震については震度3のものが4回発生しておりますが、これにつきましても被害の発生はありませんでした。

69ページをごらんください。

阿蘇火山につきましては、平成25年12月、火口周辺規制に当たる警戒レベル2の規制が行われております。その後、活動の鎮静化により一時規制は引き下げられましたが、昨年8月再び警戒レベル2に引き上げられ、現在も規制はそのまま続いております。

県警察では、災害警備対策室の設置、阿蘇山上警備派出所の増員配置などを行い、人的被害の防止を第一とした災害警備活動を行っております。

70ページをごらんください。

対処態勢の強化につきましては、自治体主催の各種訓練への参画を通じ、防災関係機関との連携を保持するとともに、救出、救助技能の向上習熟に努めているところであります。

装備資機材の整備につきましては、資料記載のとおり、平成26年度の予算で水害対策用資機材を整備したほか、27年度当初予算ではエンジンチェンソーなどの資機材の整備を進めております。

71ページをごらんください。

新型インフルエンザ等の対応につきましては、平成25年の特別措置法の施行を受けて、国などでは行動計画の改正を行っており、県警察でも必要な見直しを行い、昨年1月、新たな行動計画を策定しております。

新型インフルエンザ発生時に同計画に基づき、関係機関と連携し的確に対処していくこととしております。

第2は、国際テロに対する警備諸対策の推進についてであります。

72ページをごらんください。

国際テロをめぐる警備情勢につきまして、

イスラム過激派組織 I S I L による邦人殺害事件は、我が国全体に大きな衝撃を与えました。イスラム過激派はインターネットを巧みに利用し、これに影響を受けた一般人、つまりテロとかかわりのない個人が過激化しテロを引き起こす、いわゆるローンウルフ型のテロの発生も危惧され、テロの脅威が現実のものとなっております。

県警察では、重要施設や交通機関等に対する警戒活動を初め、テロに対する県民の意識啓発活動、爆発物原料対策など、テロの未然防止対策を強力に推進しております。

第3は、警備事件捜査の推進についてであります。

73ページをごらんください。

まず、右翼対策の推進であります。右翼は、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国に対する執拗な抗議行動を行うほか、資金源獲得を目的として、企業や自治体に対する恐喝などの事件を行うものも見られます。

県警察では、右翼による重大事件の未然防止のほか、各種法令を適用した違法行為の取り締まりに努めております。

次に、不法滞在者対策の推進です。

我が国の不法残留者は現在約6万人と見られ、さまざまな外国人犯罪の温床となっております。

県警察では、各部門の総力を結集し取り締まりを強化するとともに、官民協力による関連情報の共有、入国管理局との合同摘発等の事件検挙に努めております。

警備部からは以上であります。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をお願いします。

まず、先に教育委員会に係る質疑を受け、

その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありますか。

○荒木章博委員 16ページから、幾つかちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。

この新規事業で7、8、9ですね、16ページ。親の学び状況調査、親の学び研究、学校指定ということで取り組んでいる。

9番目に、社会教育関係団体による家庭教育推進事業、これは共通する末端の組織等の取り組みということで対応されると思うんだけど、これは新規なんですか、それとも前にもありはせぬだったろうかと思うんだけど、これに似たようなものが。ちょっと私が認識が不足だから、ちょっとお尋ねします。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

ただいま御質問いただきました、家庭教育支援の関係の新規事業について御説明させていただきます。

先生御指摘のとおり、7、8、9は新規事業でございますが、実は7、8、9これ全て過去に行ったことのない完全に新規の事業となっております。

実は、これ後ほどの条例の報告のほうでも触れたいと思っておりますが、就学前と高校生に対しては、親の学びをもう少し取り組んでいただきたいという思いがございまして、どうやったらうまく広がっていくかということ調べるということで、全く新規で立ち上げたものです。

また、社会教育関係団体による家庭教育推進事業につきましては、携帯電話、スマートフォンなどの現代的な課題、あるいはPTAの方、あるいは学校の方などにお伺いしますと、タトゥーであるとか、――入れ墨すね、

であるとか危険ドラッグのようなものを、親御さんからすると非常に懸念されるさまざまな課題がございますので、直接親と子が話し合う場をつくってほしいという願いを受けて、新規に取った事業でございまして、県のPTAあるいは高校のPTA、あるいは婦人会のような場を通じて直接親子が話し合うというような場面を設けてもらうというような事業を、全くの新規で設定したものでございます。

○荒木章博委員 こういうのを予算化せないかぬというのは悲しいことなんですけどね、親と子の絆ですね。そして今言われたように、地域とともに学び考えるというのは、これは大事なことだと思うんですよね。だから予算化をして、これは国の事業なんですか、熊本県単費でやるんですか。

○福澤社会教育課長 これは、完全に熊本県の単費でございます。

○荒木章博委員 わかりました。

次の17ページに、下の段に新規事業で、地域未来塾ということで、国の予算が3分の1、県が3分の1。これは子供たちが——学力ですか、それとも地域とのふれあい、要するに学力が低下している子供たちの土曜、日曜日の教育なんですか。それをやる人たちは、教職員か教職員のOBか、そこのところをちょっとお尋ねします。

○福澤社会教育課長 ありがとうございます。

地域未来塾について、簡単に概要を御説明させていただきます。

地域未来塾、まず教える側につきましては、基本的にはこれは学校教員以外、教員OBであるとか大学生のような、学校以外の人に教える側に立ってもらおうと思っております。

す。

学ぶ側の子供たちにつきましては、さまざまな事情によって家庭での学習が困難であるとか、経済的な理由でなかなか塾に通えないであるとか、あるいは学習習慣がなかなか十分に身につけていない、あるいは少し休みが長くなる夏休みのようなところに、鉛筆を持って机に座るとかというような習慣づけのようなことも含めて、子供たちにその機会を与えるという事業でございます。

○荒木章博委員 あと2問ほど質問しますけど、これはとてもいい計画だと思うんですよね。国の奨励事業かもしれませんが、非常にこれは宣伝して有効にやっぱり活用していただけるならというふうに思っております。

もう1点は、20ページの、ここに早田副委員長がいらっしゃいますけど、本会議場でも、——山鹿では相良<sup>あいら</sup>と言うんですかね、…（「相良<sup>さくら</sup>」と呼ぶ者あり）、ああ、相良<sup>さくら</sup>と言うんですよね。山鹿では相良<sup>あいら</sup>と言うのかなと。相良の700年の歴史ということですね、これはここに書いてありますけれども、文化庁の2020年東京オリンピックで100件程度の認定をしたということですね。今後、これはすごい認定を受けたと思うんですけれども、今後、将来こういう認定に向けて熊本にもまだいろんなところがあると思うんですよね。700年はないかもしれぬにしても、あらゆる伝統文化、人物含めて、自然遺産含めたやつがあると思うんですよね。そういうのは今後申請していかれるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○手島文化課長 現在18件ほどが認定されておりまして、委員がおっしゃったように2020年までに100件程度の今から認定が想定されているところでございます。

そういったところでございますので、熊本

県相良700年だけではなくて、それ以外の地域にも広げてまいりたいということを考えておりますので、そういった市町村の取り組みに対してバックアップ、文化課のほうとしても積極的にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 今述べましたように、今はまだ100件までは達していないんですね。ですから、今から熊本の歴史文化を出していく、まあ加藤清正とか本妙寺とか、またオリンピックのクーベルタン男爵、オリンピックをつくられた方の思いが、参加することに意義がある、それだけではなくて、「己を知る、己を律す、己に打ち克つ」これは宮本武蔵先生の「五輪の書」の兵法と一緒になんですよね。そういったものを霊巖洞とか、あの一带の百梅園、叢桂園、釣耕園とか、それとか、やっぱりそういう歴史観光、島田美術館も含めて歴史観光の遺産として、やっぱりそういうあたりも積極的に取り組んでいけば、非常にヨーロッパの人たちが武蔵の英語版とか、外国語版は世界でもベストセラーにもなったという一つのいきさつもありますので、そういう文化遺産的なもののいろんな、五輪の書を含めた霊巖洞とか金峰山とか、そういったものをやっぱり広げていっていただきたいなど。1カ所の認定を受けた後、今後の対応を考えておりますか、いかがでしょうか。

○手島文化課長 委員が言っていただきましたように、これから認定がまだ100件ほどということですので、これはストーリーの認定ということになります。そういった形がございまして、市町村がそういったストーリーを練り上げる、そういったところも一緒に支援していきたいと思っておりますし、実は制度自体もよく市町村のほうにも御理解いただく必要があるということで、6月の23日に文化財の保護行政主管課長会議、担

当者会議のほうでも、こういった日本遺産を説明させていただきまして、認定に向けて一緒に頑張っていきたいと思いますというふうなことも申し上げさせていただいているところでございます。そういったつもりで、頑張りたいと思っております。

○荒木章博委員 皆さんいらっしゃいますのでね、前半はあと1点にしておきたいと思うんですけど。それは市の田雑理事に、1週間前に私会いましてね、こういう歴史遺産とかそういうものを県と一緒に積極的に対応してほしいということで、市の方にも要請をしております。

非常にそういうところは欠けていたと、非常に彼も認めましてね、積極的に今後に対応していこうということをおっしゃったので、彼も国から来ている、国交省から来ている、そこの課長も一緒ですが、彼も非常にそういうのは理解して、現地もよく行ってないもんだから、「まだ行っておらぬ」と言う。「あんた3年もおってから行っとらんとな」と言って、早速行ってみたいですけど。そういったことをお願いします。

前半の1点は、29ページですけど、スーパーグローバルハイスクール、これは済々黌が、今回も済々黌が認定を受けたと。その後ほかのところ、これだけの予算を計上して、国からの補助が出ているわけですから、その後の要望についてはどういうふうに動きがあったのか、どういう——ほかにも、済々黌以外にも何校希望して何校決まったのか。そして、だから1校しか決まらなかったんでしょう、まだ。そこのところを、ちょっとお尋ねしたい。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

済々黌高校が26年度、27年度と、ことし2年目の指定でございますが、26年度の申請の

段階で、宇土中・宇土高等学校、水俣高校等が国への申請をしたところでございます。その際には、教育委員会田崎教育長を初め知事にも国のほうへ行っていただきまして、お願いをしていただいたところでございます。

このスーパーグローバルハイスクールにつきましては、委員の御指摘のとおりかなりの予算がついておりますが、全国で現在では当面のところ100校を指定するという計画のようでございますが、今後とも県立高校につきましては、申請をもう少ししっかり練り上げたものを出して、来年しっかり取りにいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 ここなんですよね。これだけの予算が取られて、100のですか、学校に予算が計上されるということで、知事初め教育長も行かれたと。きょうも知事は議会中でありまして、それは教育再生会議に出発をされたやに聞いています。そういう各県の中でも教育の代表として、やっぱり下村文科大臣にやっぱり会ってしゃべれる立場の地位にあるわけですよ。そういうところで知事も、やっぱり大臣あたりにも積極的にこの予算の確保をしないと、1校だけではもったいないですよ。その点、教育長いかがですか、その感触と今後の取り組み。

○田崎教育長 今担当課長から話がありましたけれども、第1次で済々黌を認定されて、そのときはたしか60校ぐらいだったと思えますけれども、今年度あわせて100校、その第1陣と第2陣で全国で100校近く認定になっているというふうに聞いております。

国のほうの考え方が当初100校を一つのめどにしていたというふうに私は記憶しております。予算要求で6月に参りましたときも、担当課のほうに参りまして、来年度以降

も引き続きこのスーパーグローバルハイスクールについては継続してほしいと、うちの県の中にもほかにもまだ要望しているところがあるということで、お願いはしてきました。国のほうでも、今後どういうふうにしていかは検討していきたいと。当初の100校ということまではきているので、そういう状況でございます。ぜひ、この事業が継続されて来年度も熊本から認定される高校が出るように、しっかり努力していきたいと思っております。

○荒木章博委員 かなりのこれは国の予算で、利点があり、まあ、あと3校ですか、手を挙げておる学校もあると聞いています。

で、教育長、知事が努力をされてないと僕は言うんじゃないで、やっぱりこれだけ日本の教育行政に知事初め教育長は御協力をされているんですね。だから胸を張って、私は知事にも今後これだけやっぱり犠牲を払って、県の犠牲を払って教育再生会議にも出て、やっぱり知事の代表として出ておられて活躍をされているから、私がいやみで言っているんじゃないで、やっぱりそういう待っている学校あたりも、だからみんな期待しているんですよ、知事が教育再生会議の委員であり、きょうも新聞にも教育再生会議があつて、あしたあるんですかね、実際の会議は。やはりそういうところも予算を獲得できるように、引き続きやっぱり知事にも御努力をいただきたいなというふうに思っているんですね。これだけ次に待つ学校あたりも市外にもありますから、どうぞ引き続きお願いをしたいと思っております。

そういうことで委員長、終わります。

○高島和男委員 教育委員会、今の説明の中で教育サポート事業を初め不登校の解消であったり対策というものが幾つか御説明がございました。現状なんです、報道によります

と県内の不登校の小中学生が1,400人いるということが言われておりました。

そこで、教育委員会で把握している数字と、こういうものがそういうものなのか、そしてそれは増加傾向にあるのか横ばいなのか、そこいらをちょっと教えてください。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

不登校の本県の小中学校の児童生徒数でございますが、今委員御指摘ありましたように、平成25年度が小中学校合わせまして、これは国公私立も含めてでございますが、1,415名というふうになっております。

それまで、平成24年度まではずっと減少傾向でございましたが、25年度は増加に転じている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 なぜ不登校の数を聞いたかといいますと、先般5月に、御案内のように国会で超党派の議員さんたちで、多様な教育機会確保法案を今国会に提出するということが報道がありました。私自身このフリースクールの議論というのが何となく唐突にぽっと出てきたなという感じが否めないわけなんです。

私は、まず県としてフリースクールに対しての考え方というものをぜひお尋ねしたいということと、まあ民間がやっているわけですから、なかなか実態というものはつかみにくいと思うんですけれども、把握されている限りで結構ですので、県内における設置といたしますか、フリースクールの実態等々を教えてください。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

昨年度、小中学生が実際に在籍をしましたフリースクールといたしましては、本県に3

カ所ございます。熊本市に2カ所そして玉名管内の和水町に1カ所、計3カ所でございます。

それ以外にも、フリースクールとして窓口を開いていらっしゃるというところはあるやに聞いておりますが、実際に昨年度その児童生徒の在籍はなかったというふうに聞いております。

○高島和男委員、児童生徒の在籍はなかったわけですね。

○浦川義務教育課長 昨年度の調査におきましては、昨年度の在籍はございませんでした。在籍があったのが、今申し上げました3カ所でございます。

○高島和男委員 3カ所ですね。そのフリースクールの中でも、学校の復帰を目指しているフリースクールもあれば、学校はだめなんだと、だからうちに来ているんだというような、学校を否定しているかのようなフリースクールもあるやに聞いております。子供の居場所をとにかくつくってやるんだという考え方のようですね。

そういった中での、何というんですかね、教育委員会としてはあくまでも、やっぱり義務教育ですから、復帰を促すというか、それが本来のあるべき姿だろうと思えますけれども、県教委としてのお考えとしてはどうなんでしょうか。

○浦川義務教育課長 今委員が御指摘いただきましたように、学校に復帰するということを目指してということを考えております。

本県の場合には、フリースクール以外に、市町村が設置しております適応指導教室というのが非常に多くございまして、県内15市町村に22教室がございまして、そこに200名の児童生徒が在籍しているということで、ここも

当然、学校への復帰を目指してそこで学んでいるという状況でございます。

○高島和男委員 今、数字的なものがございました。1,400名の中で200名が適応指導教室のほうに通っているということだと、1,200名の不登校の児童の皆さんは全く、家にいるか、そこいらの状況というはどうなんですか。

○浦川義務教育課長 例えば、先ほど適応指導教室のお話ししましたけど、フリースクールもそうなんですけども、全てが欠席の扱いということではなくて、そこで一定の条件を満たしますと、校長と市町村教育委員会の判断で出席の扱いということになりますので、先ほどの1,400名の中に200名が含まれているということではございません。

○高島和男委員 これは私個人の考えなんですけれども、現に今おっしゃったように、校長さん次第では出席していなくても、そういったフリースクールに通っていれば制度上出席扱いにするというところもありますし、現に小中学校の義務教育課程においては、出席していない不登校であっても、卒業は基本できるわけですよね。私個人的には、そのフリースクールというものが本当に必要なのかどうかというものは、もう少しやっぱり国のほうでも論議をしていただきたいし、仮にこれが今国会で通れば、2年後から制度を開始するというのを言われております。通るわけでしょうから、ぜひ県教委としてはそこを中途として準備あるいは現状のフリースクールの精査というものをきちんとしながら備えていただきたいと思います。

以上であります。

○内野幸喜委員長 今、主要事業の質疑ということで、今の義務教育課の中で関連づけら

れると思いますが、ぜひ委員の皆さん方はページ数とか言っていていただいて質問をしていただければと思います。

ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 じゃ27ページの、いじめ防止対策の推進事業について、お尋ねをいたします。

2月の質問でも、ちょっと教育長にもお尋ねさせていただいたんですけど、この防止基本方針、これがたしか2月で19市町村ぐらしかまだ策定ができてないということだったんですけど、全部を目標にという御答弁をいただいたと思うんですが、その後いかがかを、ちょっとまずお尋ねしたいんですけど、いかがでしょうか。

○浦川義務教育課長 市町村の基本方針でございますでしょうか。今検討中というところがまだ多々ございまして、前回から新たな数字というのは持ち合わせておりませんので。

○前田憲秀委員 後で、またいただければと思います。

○浦川義務教育課長 わかりました。

○越猪高校教育課長 2月の時点の数字の確認という形でございますが、最新のもので策定済みが19市町村、策定の作業中でありましたのが15でございましたが、21にふえてございます。

策定を検討中というところが5ということで、数字を伝えさせていただきたいと思っております。

○前田憲秀委員 19が21ということでもいいんですかね。

○越猪高校教育課長 策定作業中15が21とい

うことでございます。

○前田憲秀委員 はい、わかりました。

もう1点、30ページの、海外修学旅行の促進事業についてなんですけど、何校ぐらい今計画というか、あるんでしょうか。

○越猪高校教育課長 高校生の海外修学旅行促進事業の希望校ということでようございませうでしょうか——はい——につきましては、本年度3校予定をしております。

○前田憲秀委員 そこは公表はできるんですか、どことどこというのは。

○越猪高校教育課長 はい、高校教育課でございます。

学校名ということでございますでしょうか。

済みません、ちょっと。3校決まっておりますけど、後ほどお答えさせていただきます。

○前田憲秀委員 はい。以上でいいです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小杉直委員 西川施設課長に1つ。24ページ。校舎新・増改築事業の中で、事業の概要で事業目的、3に、熊本工業高校実習棟改築工事というふうに説明してあるですね。前回は聞いたわけですが、この基本構想設計委託は、もう大体2月の当初予算から4カ月ぐらいたちますけれども、どの程度進んでおりますかね。

○西川施設課長 はい、施設課でございます。

基本構想の策定の作業の状況についてでござ

いますが、熊本工業につきましては、9科、それも13棟、非常に大きな改築事業でございます。今、学校のほうから現状の聞き取りが終わっておりまして、どこの実習棟にどういう機械があつて、どういった機能を果たして、必要な面積がどれくらいあるのか、そういった配置計画それから実習室の計画を検討するための前提条件、そういったものを整理いたしております。

そういった整理のもとに今後の計画でございますが、まず改築に必要な面積、こういったものを学校側のヒアリングをもとに精査していく作業が1つございます。これは、委員がお話しになりましたが、8月末が工期でございますので、大まかな面積、共用部分も含めまして、実習棟以外の共用部分も含めまして、8月の中ほどぐらいに面積を確定する作業を目標に進めたいと思っております。それが個別の計画といいますか、それとともに13棟ある配置をどういうふうにしていくのか、これも並行して作業をやっていく必要がありますが、片方で面積を確定しながら、その片方で棟ごとの配置をどうするのか、これを8月末をめどに作業を進めていくというのが、今の大きなスケジュールでございます。

○小杉直委員 面積とおっしゃるのは、床面積のことですか。

○西川施設課長 まずは床面積といいますか、現況のそれぞれ実習棟がございますが、そういった教室ごとの面積の確定という意味でございます。

○小杉直委員 10科ある中で9科の増築、新築になるわけですが、今おっしゃったように13棟あるということですかね。だから私が知る限りでは、今40年前後たった平屋建てのままをそっくりそのまま建てるというのは現状に合わないと思いますので、2階建て、3

階建てにするとか、いろいろな柔軟策をとって構想を練られると思いますけれども、もう熊本工業というのは大規模校の1校ですたいね、熊本で。それから九州はもちろんですが、全国から視察によく来ておるようなモデル校ですので、今はグローバル社会の中でのづくりが非常に重要視されておる、やっぱ国の政策の一つですたいな。そういうことで、各科ごとだけでつくるということでなくて、各科が共同研究できるとか、あるいは連携して実習ができる、そういうふうな意味合いもあって多目的教室、これは仮称ですが、私なりの仮称ですが、多目的教室みたいなことをその中に入れ込むという考えはありませんかな。

○西川施設課長 施設課でございます。

大まかな基本構想策定のスケジュールは先ほど申したとおりでございます、今から詰めていくという、今検討の段階でございます。そういったことで明確にお答えしづらい面もございますが、学校のほうからも学科ごとの3学年、120人になりますが、そういった生徒さん方が一堂に会して実習の発表をするとか、そういった場が欲しいという声を直接学校から聞いております。

今のところ明確にはお答えできないんですが、そういった学校側の要望を十分踏まえて今後検討していきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 さすが、やっぱり西川課長は学校側の要望もよくよく聞き取っておられるですな。ぜひひとつ、予算もまたかさむことですけれども、我々も財政当局ともいろいろ協議をすることはやぶさかでございますから、今おっしゃったような共同研究・共同作業、共同実習等ができるような、あるいはいろんなほかの運用もできるような多目的な教

室、場所、ぜひともお願いしておきますね。

はい、以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 はい。

○荒木章博委員 続けて22ページの、今回予算に5,700万計上されておるんですけど、細川コレクション永青文庫推進事業ということ

で。企画展とか特別展、あわせて修復事業、その他を計画をされているんですけども、テレビ、ラジオ、新聞、各情報機関に発信する。

これは非常に、今から世界の競技が行われる中で大事な事業になってくると思うんですよ。いかに永青文庫古文書を熊本大にあるのをこっちへ持ってきて、少しずつでも展示をしていくということなんですよ。

それで今、年間、永青文庫に払っているお金1年間、何年間ぐらい今、億単位は超えていると思うんですけどもね。細川知事になられたときに、いきなり予算をぽんと上げられたんですけどもね、そういう永青文庫、そして私も永青文庫をよそに持っていくということだったから大反対して本人にまでクレームつけたいきさつもあるんですけども、これは県民の宝ですよ、細川家の宝じゃないんです、県民の宝なんですよ。だから、がらくたのものをぐるぐる回しよっても意味がない。やっぱり一級品を守り続けていくということで、県立美術館も別館ですか、国宝を今まで展示できなかった。しかし、国宝を展示したのはただ1回、開館の日、展示できるのは開館の日だったと僕は思うんですよ。

そういった中で、こういう取り組みについて、今私がお尋ねしたことも含めて今後どういうふうにこの永青文庫を、今回も予算を計上されて、5,700万も計上されていますの

で、どういうふうに考えておられるのか、文化課の対応をお願いしたいと思います。

○手島文化課長 文化課でございます。

今、委員お尋ねいただきました、まず永青文庫に年間幾らというお話、報償費という形ですけれども、年間今850万です。

いつからということでございますので、当初昭和51年ぐらいからだったと思います。そういった形で支払っていますが、850万に金額が上がりましたのは、平成20年に常設展示を行うことになりまして、それまでの金額から850万ということで金額を上げさせていただいたということでございます。

また、細川コレクションというふうな形で活用していくかということでございます。

まず、特に熊大との関係をおっしゃっていただきましたので、一昨年、細川家文書の266通が国の重文に指定されまして、それを契機にいたしまして昨年、信長の手紙、先ほどちょっと御説明させていただきましたけれども、永青文庫の展示のほうでさせていただいたような形です。

こういった形で今5,700万円、修理ですとか調査、こういったところに出てきたものを展示につながっていくような形で、さらに永青文庫に人が来ていただけるような、そういった工夫をこの予算の中でしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 850万に上がったのは、その前に200万ぐらいだったんですよね、あれ、たしか。

○手島文化課長 昭和51年時点では、たしか200万が最初だったと思います。

○荒木章博委員 で、200万が知事になってから500万に上がったんですよ。それから今度850万に上がったんですよ。知事はしっかり

しておりなはるけん、当時ですね、300万も上げちゃって。ですから私は、その筋道として、よそにこれを持っていこうとかということについては絶対反対なんです。だから県民のあれですよということで私が騒いだんですけどね。そうしたら、ちゃんとするからと細川さんのほうから、本人のほうから言われたから、どうなったか、こうなったか知りませんが、そういう県民の一人として、この細川家というのは、さっきも言うたように、熊本県の宝ですから、いいものを展示して、そしてまた古文書とあわせた整合性のあるもの、今回は細川の信長の手紙ですか、そういうのも含めて、国民が、要するに世界の人たちが注目するようなものを今からその県立美術館の中にやっばつくっていくということで、今回の予算が5,700万、予算を計上したんでしょう、第一発目として。どうですか。

○手島文化課長 細川コレクション永青文庫の常設展示につきましては、委員が御指摘いただきましたように平成20年度に設立されて、それをやはりどういうふうに県民の皆さん方に伝えていくか、その観点で永青文庫のこの推進事業、ここは計上させていただいておりますので、今後やはりそういった観点で頑張っていきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 それで、テレビ、ラジオと書いています。そして、ここにも各種情報誌と書いていますけど、そういうやっば冊子とか薄いのでいいので、漫画にしてもいいんですよ、そういうものをやっばりいろんな子供たちまで見ることができる、読むことができる、小学生から大人まで見ることができるような広報をせぬと、熊本県の宝ですよ、これは。一番の宝ですよ。だから、ぜひそこところはお願いをしたいなというふうに思います。

それで、次は27ページですけど、これは大事なところのいじめ防止対策の予算ということで1,500万計上されている。もちろん、いじめというのは許してはならないことで、毎回毎回予算化をされて、先生方とかね、また今回も弁護士とか臨床心理士ですか、社会福祉士、そういう人まで入って、学識の人たちも合わせて、このいじめの根絶をしようという教育委員会のこの予算化、取り組みというのは非常に高く私は評価をしたいというふうに思うんですね。

そういった中で、実際いじめは減ったのかふえたのか、今の高校の、小中学校の状況あたりを、ちょっと高校教育課長にお尋ねしたいと思います。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

いじめの認知件数につきましては、減っているというふうに思っております。ただし、いじめの認知につきましては、その解消、その後の解消というのが一番の目的だろうと思っておりますので、このいじめ防止対策推進事業等のさまざまな取り組みによりまして、解消率は上がっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○荒木章博委員 よくわかります。解消率は上がっておる。ただ、やっぱりこれだけの予算をつけているんな専門分野の人を並べて、今後も起きないようにしないといかぬ。

ただ私は、この中にやっぱりLINEとかそういういじめで過去に、もう私は教育長から嫌われたけれども、何遍も言ったことがあるんですよ。しかし、それが今になっている出てきたんですよ。

そういった中で、そういうLINEとか、そういう専門分野の人たちは今回は入らないんですか。

○越猪高校教育課長 27ページの事業内容の2番でございますが、熊本県いじめ防止対策審議会というところで26年度、ネット世代の子供たちに対応したいじめの防止の取り組みのあり方についてということで諮問をしまして、26年度末に答申をいただいたところでございます。

これにつきましては、今、委員の御指摘ございましたように、ネット世代の子どもたちに対するいじめの防止等の取り組みのあり方ということで、的を絞って諮問させていただいたところでございますので、そこでいただきました答申等を踏まえて、教育委員会全組織で対応をするという方向で今進めているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 わかります。

それで、そういうネット関係者の諮問をいただいて、それについて学識経験者そういう専門家の人たちで協議をしていくということで、いじめ対策の審議会とか対策の組織の中にそれを組み込んでいくということです。

できれば、答申だけではなくて、紙一枚ではなくて、やっぱりそういう方々もその会議に入って意見を出していただく。ペーパーでは上がっているけども、それを審議するとき、こういう審議なんですよというのを、やっぱりそういう機関の人たちも入れたらどうだろうか、これは今もう入っていませんから、私は今後の課題として要望したいというふうに思っています。

次に29ページ。県立高校の教諭というのは、英語教諭というのは約300名いらっしゃる。その中で、モンタナとかいろんな学習にあわせて、3名が2週間研修に行かれるということですけど、やっぱこれはもともと、外国に触れていただくという、英語の先生が全て外国に行くからいいということではなく

て、やっぱりそういう先生方の300人のうちの3名ですから、かなりやっぱり僕は、非常に少ないのではないかなというふうに思うんですけど、これだけのモンタナ高校等の派遣費ということで2,100万も予算計上されていますから、生徒ももちろんですけども、先生たちも5名、6名とかそういうのも考えていくべきだと思うんですけど、上川局長いかがですか。

○上川総括審議員 御指名いただきまして、ありがとうございます。

高校英語の教員の指導力の向上につきましては、非常に重要なことだと考えております。今、教員の例えば英語の検定試験でありますとか、TOEFLとかTOEICとか、いろんな資格検定がございますが、そちらのほうも積極的に教員が受けて、自分の実力を上げていくような取り組みは進めております。

海外には、私としても教員に積極的に行ってもらいたいと思っておるんですが、何しろ予算がございますので、精いっぱいこの事業を通しまして、3名の教員は今行かせていただいていると、そういうところでございます。

○荒木章博委員 黒川警務部長も——うなずいてはおられませんけど、語学が堪能ですから、スポーツと語学。だからやっぱり、後から警察官の語学についてもちょっとお尋ねしますけど、やっぱりそういう一つの機会を大きく与えてやる、300人の3人ですから、本当に少ないと思うんですね。

それと最後に、これも大事なことからやっぱり言っておかないかぬな。まだたくさんあるんですけど、この予算計上の中で、「ゆうチャレンジ」というのが1,000万ほど、失礼しました、34ページに学力向上推進事業ということで、「ゆうチャレンジ」が、学力調

査ですよ。学力向上のために、どれだけの能力がその子たちに備わっているのか、それによってどういう教育をしていくかということ、これはとても大切なことだと思いますし、これはかなり前から取り組みがあっているかと思うんです。

そして、全国の学力テストをすると、昔は教職員組合が反対、反対とか言いよりました。しかし、やっぱり今からこういうゆうチャレンジを使った教育の仕方、取り組みというのを、劣っている課題、問題とか課題分析、解決、授業の対応の仕方、これがやっぱり学校の現場の中では変わってくると思うんですけども、こういった中で今、全ての教科に取り組む考えの中に国が示しているわけですけども、県教育委員会としてもこの学力向上についてどういうふうにこれを生かしていこう、もちろん生かしていくことはわかっているんですけど、どういうふうに、再度改めて、この予算を計上されていますか。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

今委員から御指摘いただきましたように、ゆうチャレンジは平成14年度から実施をしているものでございます。本県の学力向上の一つの大きな柱というふうに位置づけております。

これとあわせまして、毎年4月にございます全国学力学習状況調査、この2つを柱といたしまして、その結果を分析し、そして授業改善につなげるということで、我々非常にここに力を入れているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 わかりました。

じゃ、もう1点だったです。42ページですね、最後ですけども。

下の事業内容の1、2、3、4と書いてあるんですけど、熊本支援学校ということで、

かがやきの森に今度、重度障害施設が移って、2教室ぐらい空くんですね。私も、あの江津の学校を見たときに、こんな狭いところに子供たちを閉じ込めてかわいそうじゃないかなという思いでいたわけですけども、今回かがやきの森に重度障害施設の子供たちが移ったわけですね。そしてまた、ここに予算組みして、この改修をするということでやられておりますけれども、改修をして、この残っている、残っているというか、今いる生徒たちにスペースが足るのかというのがちょっと心配なんですよ。だから、増設を考えなくていいのか。そこをちょっと支援学校のことでお尋ねしたいと思っています、1点は。

2点は、かがやきの森のことを今手挙げましたけど、かがやきの森で子供たちが給食を食べている。知事が落成式のときに、開校式のときに挨拶をされた。給食がおいしかったと。子供は書いているんですよ。私は本当に、これ給食はおいしかったかなと思うんですよ。これ給食を持ってきて、そしてミキシングして子供が喉を通るようなようにするんですよ。本来ならば、そこで給食をつくって、流動のできるようなものにつくってやってこそ、本当においしいものができると思うんですよ。でき上がったものを持ってきて、またそれを砕いて食べさせる。この2点ちょっとお尋ねします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今、荒木委員から2点御質問がありました。

まず1点目の、かがやきの森支援学校移転後の、熊本支援学校の教室の状況でございます。

御視察をしていただいて、今お話があったように、かがやきの森の子供たちと熊本支援学校の子供たちが以前一緒に学んでおりまして、当時は教室も足りないという状況でござ

いました。

26年の11月にかがやきの森ができて、かがやきの森支援学校の子供さんたちが新しい校舎に移りました。

そこで、熊本支援学校のほうで今回、予算を計上していますが、かがやきの森の子供たちが使っていた教室を熊本支援の子供たちが使えるように改修工事をして、教室の不足を緩和したいと考えているところでございます。

具体的には、教室のお話をしましたが、肢体不自由の子供たちの使い勝手を考えた教室でございますので、今度は熊本支援学校は知的障害のお子さんたちが学んでいる学校でございます。そういう子供たちに適した教室に、今回の予算をいただいて改修をする次第でございます。

この改修によりまして、14教室を確保することができて、教室不足の緩和ですとか教育の充実に私どもつなげていきたいと考えております。

ただ、今後も熊本市内の知的障害のあるお子さんで、特別支援学校への進学を希望される方々が増加をしてまいりますので、今後の児童生徒数の推移等を見ながら考えていきたいと考えております。

続いて2点目の、かがやきの森支援学校の給食について御指摘がございました。

自校で調理をして、その後2次調理も必要ではないかということでございましたが、委員がおっしゃるとおり自校調理というのが非常に理想的ではございます。ただ、厳しい財政状況の中で、学校給食の効率的な運営ですとか業務の見直しなどにより、従来から調理業務の外部委託というものが進められてきております。また、かがやきの森支援学校は敷地面積のほうがある程度限られておりまして、調理場を設けるためには、今あります教室棟の約3分の1のスペースが必要となりまして、子供たちの重要な学びの場である教室

を確保することを優先した次第でございます。

そのような流れに沿いまして、かがやきの森支援学校におきましては、給食の調理を熊本市立の京陵共同調理場に委託をいたしまして、給食の提供を受けているところでございます。

かがやきの森支援学校には、児童生徒44人のうち、医師からの指示で経管栄養剤を給食時に摂取している子供が6人、残りの38人がいわゆる学校給食を食べているわけですが、そのうちの27人がミキサー等を使った2次調理、これは5段階に分かれておるんですが、そういう調理が必要となっております。

そこで、2次調理では特に衛生面での配慮が必要ということで、校内に2次調理スペースを設けまして、民間業者に委託をし、民間業者から派遣をされました4人の職員と学校栄養職員1人が2次調理を行っている次第でございます。

今後とも、全ての児童生徒に安全で安心な、よりよい給食を提供できますよう、私どもとしても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○荒木章博委員 支援学校については、熊本市も計画をして今後取り組んでいくから、緩和については少しは解消できるというふうには思います。

しかし、スペースあたりも今後やっぱり考えていながら長期計画で取り組んでいただきたいと思うのが1点です。

それと2点は、かがやきの森の支援学校の子供がやっぱり楽に、給食はおいしかったと。本当に僕はおいしかったんだろうかと、知事がそれを紹介されて、すばらしい学校なんだと。衣食住というのは人間のきちんとした骨格ですから、そういった中で子供たちが、やっぱり半分以上の子供たちがミキシングをして、また調理をして調理をするということじ

やなくて、将来はスペースの問題とかいろいろあります。駐車場もかなり広いわけですから、そういった中で、今後こういうことがやっぱり自前で調理ができ、それを砕かれた調理の仕方、できたものを、熱いものを食べさせる。そうしないと、今はミキシングにかけたりすれば、冷えておいしくないわけですよ。だから子供たちが、私は見ている非常にいい入学式だったし、この前子供たちが短い時間だったけれども子供たちの卒業式、もう涙、涙だったですよ。だから、そういう子供のために私は今後も、教育委員会もいろんな角度から御支援をいただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 小杉委員。

○小杉直委員 もう2時間半になりますので、生理現象もありますし、暫く休憩を希望しますけれども。

○内野幸喜委員長 はい、ただいま小杉委員からありました。

この際、昼食のため休憩をとりたいと思います。午後1時10分まで休憩をさせていただきますと思います。

午後0時24分休憩

午後1時8分開議

○内野幸喜委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会に係る質疑をまた始めたいと思います。

なお、執行部は説明を簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 質問も簡潔に行います。

43ページ。人権同和教育課ですが、北朝鮮の拉致問題についてお尋ねいたします。

拉致問題の人権侵害啓発週間があるときに、学校の先生方とか県職員だとか、広く県民も含めて研修会とか勉強会があつています。そのほかに、そのほかにですね、ここに上がっている教育推進事業とか人権教育フォーラムとか、こういう中で北朝鮮の拉致問題についての人権という観点からどのように触れられているのかというのが1点。

それから、本県ではDVD「めぐみ」を活用した学習指導要領をつくって、それぞれ長年取り組んでこられていますが、今どういう活用をされてどういう効果が上がっているのか、そういう調査をなさっているのかどうかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

研修の機会でございますけども、12月に行われます国際課との講演会のほかにも、毎年ではございませんけども教育庁職員の人権問題研修会というのを9月前後に行っておりますけども、平成24年度につきましては、拉致被害者の松木薫さんのお姉さんであります斉藤文代様に御講演をいただいて、基本的認識を高めたり、昨年度につきましては津奈木町の小中学校での人権教育研修会におきまして、内閣官房拉致問題対策本部と本課も入りまして講演会等を実施しております。あわせて、各小中学校県立学校におきましても授業の中で取り込まれているということでございます。

またDVD「めぐみ」の視聴でございますけども、平成20年度の人権教育推進調査におきまして、小学校では36.7%、中学校におきましては28.6%、県立学校におきましては38.6%の児童生徒が視聴しております。前年

度比較にしますと、伸びの傾向が数字から見られております。

あわせて教職員におきましては、校内研修等で視聴をしているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 今の調査は、20年とおっしゃいましたか。

○古澤人権同和教育課長 26年度の推進状況調査でございます。

○溝口幸治委員 26年。じゃ毎年毎年調査をやられて、毎年毎年きちっと活用するように指導しているというふうに理解していいんですか。

○古澤人権同和教育課長 毎年度末に、人権推進状況調査というのは行っております。その中の項目の中に、この拉致問題についても調査をやっておりますので。

以上でございます。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

拉致問題については、我々がやれることは本当に、国民の啓発とか意識をきちっと持っておくということですので、このDVDを活用した学習指導要領も県では全国でも先がけてやったほうですので、ぜひ引き続きしっかり対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○荒木章博委員 僕は関連して。

拉致の件では、私はこれ拉致のバッジは必ずはめておるんですけどね、背広を持たぬばってん、5つ持っておるとですよ。いちいち

張り替えると大ごとと思ったもんですからね。

そういうことで、松木薫というのは私と6年間同級生で非常に、熊本の子供が、人間が拉致をされたという意識づけをやっぱり広報宣伝の中でもよく、もちろんめぐみさんも大切ですけども、やっぱり。だから一昨日も斉藤文代、お姉さんともお話をして、7月23日に「日韓の架け橋」というタイトルで御挨拶を斉藤文代さんにいただくということでしておりますので、やっぱそういうのも積極的にですね。また私それ、チラシを持ってきますから、また何かに、学校あたりでも使っていただければ。単純に言えば加藤清正公が拉致した子供が本妙寺の三代住職となって島原の護国寺を建てて、ふるさとに帰ることがなかった。向こうの両親も、拉致したもんだからものすごく熊本の加藤清正を恨んでいた。そういうストーリーなんですよ。

しかし、最後まで清正を慕っていった、で、亡くなっていく、66年の生涯を終わっていくという、異国の地で66年というストーリーなんですよね。

だから、お互いがそういう拉致をしちゃいかぬということを漫画でつくってありますから、今度お持ちいたしますから教育長よろしくをお願いします。

終わります。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○末松直洋委員 17ページの社会教育課。地域の寺子屋推進事業ということがありますがけど、昨年50カ所以上で寺子屋が立ち上げられたということですが、主な活動内容、いろんなことがなされておりますけど、どのような活動をなされているのかをお聞きしたいと思います。

○福澤社会教育課長 済みません、地域未来

塾でございますけれども、の御質問ということでもよろしいですか。

○末松直洋委員 地域の寺子屋。

○福澤社会教育課長 寺子屋。失礼しました。

地域の寺子屋でございますけれども、これは学校教育に地域の方々の協力を得て行くと。ミシンであるとか書道であるとか、そういうようなものについては、例えば、必ずしも教員が得意ではないというようなものもございます。そういうようなものについては、公民館講座を受けておられる方であるとか、教員のOBの方のような教える、あるいは技術になれている方の協力を得るであるとか、そういうような場をつくり上げるというものでございます。特に何かの箱をつくるということではなくて、そういう関係をつくり上げるというものを地域の寺子屋というふうに呼ばせていただいております。そのような協力関係ができたものが、50カ所という認識を持っていたらと思います。

○末松直洋委員 まず、その50カ所に熊本県としての指導とか、かかわりはどういった感じをなされているのでしょうか。

○福澤社会教育課長 御質問ありがとうございます。

県の教育委員会といたしましては、学校の授業の中に外の人が入ってくるということがございますので、学校の授業の中に入っていきやすいように、間に人を、コーディネーターという人を立ててもらって、学校の都合あるいは外の人との都合あるいは準備というものをうまく交通整理できるコーディネーターという人を置いて、その人にその地域と学校のそれぞれの事情をよく知ってもらって交通整理をしてもらうということ、うちが

予算を出して、市町村が設置するものを支援する、あるいはその検証を行うというようなことを行っております。

○末松直洋委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 いいですか。

○末松直洋委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

続きまして、警察本部に係る質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○荒木章博委員 警察資料は7ページですけれども、職員採用の、大量の退職者、大量の採用時代の対応、優秀な人材の確保ということで、この件について質問をいたします。

警察官の採用の体格というのは、178、162、47キロ、胸囲も決まっていたんですけども、今回、山口以南、九州では初めて警察官採用の体格を不問にするというのが、読売新聞に先般載ってございましたけれども、ここは、こういうのはどういったところでこういう形になったのか。

非常に、警察官になり手が過去と比べてだんだん少なくなってきた、いろんな現状の中で苦肉の策だと思いますけれども、そういうところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○黒川警務部長 お答えいたします。

今、先生御指摘のとおりのももございまして、もちろん警察官というのはさまざまな職務執行の場面がございます。体力、気力また知識、知力、こういったもの全て総合的に必

要でございます。ただ、全てを完璧に備えているということはなかなか厳しゅうございまして、これまでもおおむねという形で、身長等の基準というものを設けておりました。

ところが警察官に、例えばですけれども、警察官になりたいんですけれども若干基準に数字的に足りないですとか、そういった理由で、そもそも警察官を諦めてしまうような方もいらっしゃるという実例が実際にございます。

そこで、これまでもおおむねという言い方で表現はしておったんですが、やはり非常にわかりにくいというか、やはりその個人の持つ能力というものは総合的に判断されるべきであって、ただ身長が足りないからそれだけで警察官になれない、向いていないということではなかろうというところで、広く門戸を広げるためにも、基準という形では撤廃をしました。しかし、これは当然のことながら警察官に体格的なものが要らないとか体力が要らないということではございませんので、その応募があった人間から優秀な、そして多様な人材を確保していく、そしてそれを警察学校においてしかるべく鍛えていって、一人前の警察官として現場に出す、そういうプロセスの中での、門戸を広げるという趣旨も含めての改革であるというふうに考えておるところでございます。

○荒木章博委員 非常に、全国で6県目ということで、今回先がけてやられるということで、非常に私はそれはいいことだ、すばらしいことだと思うんですね。身長がどうしても足らなかつたら警察官になれない、例えば1センチ足らなかつたら、体重が1キロ足らなかつただけで、警察官を夢見てなれなかつた子供たちもたくさんいると思うんですけれども。

そういった中で部長の答弁も今ありましたけれども、そういう例えばDV被害とか、い

ろんな今相談のジャンルが、体形だけではなくて能力的にもいろいろ大切な時期、いろんな今難しい問題も広がってきているものですから、今までの警察官の対応力とやっぱ違った対応力があると思うんですよね。

そういった中で、今度採用されるわけですから、今後のそういう人たちの、今もやっているでしょうけれども、例えば柔剣道で体を鍛えるとか、何かそういうことも考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○黒川警務部長 採用後、警察官につきましては警察学校で必要な教育を受けるということになります。初期的な教育についてですが、例えば大学卒の場合は半年間、高卒の場合は10カ月間、そして一旦現場に出て、そしてさらにもう一度警察学校に戻ってきて、補習課程と呼んでおりますが、それをまた数カ月間というサイクルでやっておりますけれども、そこでの教育というのは、基本的には警察庁のほうで定めましたカリキュラム、これに基づきまして、多少は当然、県のほうでもアレンジしていくという中で、その教育プログラムを組んでおります。当然その中には座学、法律的なものも当然でございますし、今先生から御指摘がありました術科、これは柔道または剣道それから逮捕術、あるいは射撃訓練、こういったものもさまざま組み合わせまして、限られた時間の中ではありますけれども、先ほど私が答弁いたしましたように総合的なとか、人格も含めまして総合的な能力を涵養する、そういう方針で教育を行っているというところでございます。

○荒木章博委員 それに関連して、指導する教官ですね、ちょっと誤解があつてはいかぬけれども、非常に教官の先生方は優秀な先生方がたくさんいらっしゃる。

しかし、この初めて学校に入り、警察官を

目指して学校に入り、そしてこの子を赤にするのも黒にするのも紫にするのも、その初頭のときの教員の方の指導力だと思うんですね。そういったところで、やっぱりそういう愛情のある指導、また、やっぱり卒業するためにはピストルを持ったりしなければいかぬから、いろんなことがあつても厳重に厳しくこれは育てなければいけない、それが私は正直言って当然やるべきことだと思うんですけれども、やっぱりその子供を育て上げる、大体この教員という方は警部補ぐらいの方ですか。

○黒川警務部長 現在、基本的には担任制度を敷いておりますけれども、教官と呼んでおられる者は熊本県警においては警部補が基本となっております。

○荒木章博委員 だから、私は優秀な人じゃないと言っているんじゃないんです。どっちかということ、本庁の中のほうが優秀な人たちがどんどんどんどん吸い上げられていく。そういった中で、やっぱり現場の一から指導する指導者というのは、過去にはやっぱり佐藤征紀さんや河上荘介さんなど、いろんな、県警の幹部になる人たちが、まあ名前を特定してはいけませんけれども、非常に優秀な方たちもいらっしゃると思うんですよね。

だから、今後のやっぱり、これは答弁は要りませんけれども、やっぱり指導する教職員の指導力、それを見抜いてやっぱり黒にするか白にするか、将来の夢ある警察官になりたいと思つてですね、私の教え子も小学校4年生のときに剣道大会に出て、県警本部長がその大会にわざわざ見に来られて、その子たちのグループを、チームを元気はつらつ賞として県警本部長が、そしてポケットマネーで図書券をやられた。その子はそれ以来、コピーして飾って、県警になりたいと。今、機動隊におりますよ、剣道日本一になってですね。

だから、そういうやっぱり夢のある場所、私は学校というのはそういう場所だと思うんですよ。もちろん厳しさがなければいけないと思うんですけども。そういったところも今後そういう、もちろどこにでも優秀な人はいらっしゃるでしょうけれども、特に教員となられる方は特に優秀な方を今後も、今後です、派遣をしていただきたいなという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目が、……（「関連して私が」と呼ぶ者あり）

○小杉直委員 荒木先生の話をお聴いたら、県警本部のほうが警察学校の教官よりも優秀な人が多いというお話に受けとめたけれども、

○荒木章博委員 そうは言ひていません。よく聴いてから言ひにや、あんな。

○小杉直委員 そうじゃなかつた。

○荒木章博委員 ああ、そうじゃないです。なら、ちょっと言ひますよ。

○小杉直委員 私が最後まで言ひてから。

○荒木章博委員 はい、はい。

○小杉直委員 私が知る限りでは、やっぱり警察学校の教官という人は、かなり選ばれた指導力のある人が多いなというのが、私の感想ですがね。

○荒木章博委員 いいですか。

小杉委員の答ひに。私は、そういう言ひ方はしてありません。ですね。それならば、やっぱり指導官が警部になる合格率がちょっと少ないんじゃないかなというふうにおもひま

す。2回、3回。

だから、やっぱりそういう優秀な教官をやっば育てていただきたいという、だからいいと言ひているんじゃないんです。本庁のほうにも優秀な人たちがいるけれども、現場の指導するそういう教職、新たな、要するに学校に合格して指導していただく方には、より以上のやっば指導力をまた私たち求めていきたいなというふうにおもひます。

そうじゃいなと、変ないろんなことのおわさ、おわさとかそういうのは出ないはずですから。今後もそこはお願いしたいと思ひます。

○小杉直委員 今、荒木先生のお話を聴いてある程度安心しましたが、県警本部のみならず警察学校の教官にも優秀な人材がそろつておるとのことですな。

○荒木章博委員 そうです。そう言ひたつもりですけど。

○小杉直委員 はい、わかりました。

○荒木章博委員 それで、それは僕は要望ですので、言ひておきます。

60ページの、小杉先生は前回は教警委員会ですから、もう全部この予算は1回やっばおられるから、2度目の予算ですから、私たちのような素人が言ひるのは大分わからない点があるときは、いろいろ教ひて今後いただきたい。もう2回予算は見ておられるから。私たちは初めてなもんですから、わからない点は御理解いただきたいと思ひています。

免許証の更新、申請、免許証の取り消しとか、高齢者は返上するというのが新聞、テレビでよく報道されておりますけれども、こういったやっば認知症の人とか、高齢者ができるだけ市町村でも返上してくださいという運動が、民間企業もあわせてやっば

ころですけれども、県警のほうでそういう把握をされて、そういうのにされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○高山交通部長 優遇措置ですか。

○荒木章博委員 優遇措置もあわせてです。

○高山交通部長 県内で自主返納をされた高齢者に対して優遇措置をとっているところは、自治体で言いますと熊本市と多良木町のほうが、住民基本台帳カードの交付手数料を免除すると。

それから地区の交通安全協会のほうが、運転経歴証明書の交付の手数料を負担しますと。

それから県内の全域の路線バスでございますが、これの熊本の市電と熊本の電鉄のほうも一緒でございますが、運賃の半額という割引をしております。

また、玉名地区のタクシー会社におきましては、1割の割引というような優遇措置等があります。

○荒木章博委員 今、その数字的にどのくらい前年度に返上されているのかという、数値のあれはございませんですかね。

○高山交通部長 ことしの1月から4月までの自主返納の件数は1,064件でございます。前年同期比でいきますと443人の増加という数字になっております。

○荒木章博委員 やっぱ高齢者、認知症を含めて交通事故が多いですね。そういった中で返納、返納というんですかね、されるのが増加をしてきている。そういう市町村の、熊本市とか、県と市町村のやっぱり取り組みだと思しますので、やっぱこういうことをちょっとアピールして、いろんな免許証の没収じゃ

ないですけど、返納を働きかけていけば高齢者対策にもなるんじゃないかなというふうに思いましたから質問をさせていただきました。

もう1問。前半は申し上げます。

14ページに特殊詐欺とか振り込め詐欺とか、そういったところが出ております、予算化されておりますけれども、新聞やテレビあたり見ますと、福岡大都市圏がかなり多くて、熊本県の今の状況はどういった、金額ですかそれとも件数ですか、下がっているのはどちらかお答えください。

○佐藤生活安全部長 いわゆる県内におきます特殊詐欺の現状でございますけれども、5月までの認知件数につきましては48件。昨年の同期比でプラス19件ということで、増加しております。

また被害総額につきましては、およそ1億4,700万というようなことで、こちらのほうも昨年と比べますと4,500万円のマイナスというふうになっておるところでございます。

○荒木章博委員 金額は下がった、しかし件数は19件ふえたということですね。私も本会議では回あるたびに、この振り込め詐欺、特殊詐欺というのは、——私の友人がそういう詐欺に遭って、1回遭ったら、2回、3回遭うんですね、そういう横の連携ということで。

それで福岡の大都市圏が多くなって、今、福岡県警が集中取り締まりをやると、暴力団も含めて集中取り締まりをやっている。そういった中で、やっぱり福岡が今度はある程度これは少なくなってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そしてやっぱり熊本に下りてきやせぬかなと、そういう気持ちもせぬでもないんですけれども、そういった中で、不審電話から身を守る、これは朝日新聞にも昨日のやつに、日曜日の一昨日も出ていまし

たし、今県警では電話ですか100台、各配置をして、本会議場で私質問した件なんですけど、配置をされているということで、今その利用状況または、その利用状況の中でこういうことが抑止できたとか、そういうのが何かあったら教えてください。なかったらいいんです。

○佐藤生活安全部長 福岡で非常に増加をしていると、委員御指摘のとおりですね。既に200件を超えておりますし、被害額につきましても10億を超えておるということで、承知はしておるところであります。

で、この波及が熊本にも出てくるのではないかというような御指摘でございますけれども、これにつきましては福岡だけでなく、九州各県の担当者同士が連携をしまして、情報の交換といいますか、情報を共有するというような形で、新たな犯罪の手口でありますとか、被害等が出ました場合は、速やかにいわゆるゆっぴー安心メールでありますとか、あるいはテレビの情報番組のテロップ等を使いまして先制的に早目早目に県民の方にお知らせをして、抵抗力をつけていただくというような取り組みをやっているところでございます。

また、昨年から導入いたしました自動録音機ですけども、100台導入をいたしまして、県内それぞれ配置はしております。これにつきましては、設置をされた方に御意見、アンケートをとりましたところ、まずかかってこなくなったと。特殊詐欺のみならず、それ以外のいわゆる迷惑の電話等ございますけれども、そういったものもかからなくなったというようなことで、非常に大きな成果を上げておるんじゃないかというふうには考えております。

○荒木章博委員 それで、それから先を言うともたあれなんですけど、その100台がど

のくらい普及しているんですかね、大体どのくらい、100台の中で。

○佐藤生活安全部長 ほぼ全台ですね、設置はしております。

○荒木章博委員 それで、100台でも足りなくなつたのかなと思ってですね。それならばまた、みんな待っておられる方がいらっしゃるのかな、そこあたり。そうすればまた今後のやっぱり台数の対応の仕方、それでやっぱり、これをやることによって告知が出ましたから新聞やテレビで。出ましたから抑止力になると思うんですよね。あ、もしかすると録音されているんじゃないかなというふうにですね。そういったところで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○佐藤生活安全部長 ことしの当初予算で140台導入をするということで、認めていただいております。これを早急にですね。現在入札等をやっている段階でございますので、でき次第、各署のほうに配置をしていきたいというふうには考えております。

○荒木章博委員 それでは100台と140台で、今年度が140台で240台と見ていいんですか。

○佐藤生活安全部長 そのとおりです。

○荒木章博委員 もう非常にこれは功を奏した事業で、いろんな詐欺事件、特殊詐欺も含めた取り組みであるんじゃないかと。今後もよろしくお願ひしたいと思ひまして、終わります。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 18ページ、19ページです。

DV対策についてお尋ねしたいと思うんですけども、事案対応態勢ということで、24時間3交代制で各署で受理して指導・助言・応援を実施しているということですけども、もう少し具体的に教えてもらっていいですか。

○佐藤生活安全部長 人身安全関連対策室を昨年春立ち上げてまして、当初は24時間の3交代で2人、初期的事態対処チームというのをつくりました。2人が本部の生活安全企画課で勤務をしまして、24時間で6名、3交代で、一線で発生しましたストーカー、DV事件につきましては全て報告を受けておりますので、それに対して必要な措置をとっていくというようなことをしています。ことしの3月、増員が認められましたので、従来2人体制でやっておりました初期的事態対処チーム、これを3名にいたしまして、3名の3個班ですね。ですから1日3人で3交代で、それぞれが現場の支援等を行っているというような活動をしております。

○高島和男委員 その下にも書いてありますけれども、DVに限ってで答えは結構なんですけれども、避難場所の確保ということでもありますけれども、いわゆるシェルターのことだと思うんですけども、県内にシェルターと言われる施設というか、幾つほどあるんですか、数的には。

○佐藤生活安全部長 申しわけありません。シェルターそのものの数を今ちょっと私は把握しておりませんが、基本的に――済みません。県ではシェルターとしては1カ所でございます。

○高島和男委員 それは、どういった方々が運営されているんでしょうか、その1カ所は。

○佐藤生活安全部長 それは県のほうで相談センターというのを設置しておりますので、こちらのほうで運営をしております。

○高島和男委員 県がですか。ちなみに、私が知っている方も、多分これシェルターだろうと思うんですけども、健軍のほうにあるんですね。警察の方からいろいろと、そういう被害があった、そして駆け込むというところで来られているんですけども、非常にやっぱり善意で、まさしく民間の方なんです。運営自体が非常にやっぱり厳しいと。多いときには、子供連れで2～3組入られることもあると。そうなりますと、食事であったりというの、そこの皆さん方で負担しなくちゃいかぬということなんです、そういった事例というのは今の案件の中には入っていないんでしょうか、部長がおっしゃった案件の中には。

○佐藤生活安全部長 民間で運営されている部分については、警察のほうでは把握は今のところしておりません。これは自治体のほうでも対応されている問題でございますので、民間等のシェルター等については県あるいは各自治体、熊本市等々で把握されているんじゃないかなというふうには思っております。

○高島和男委員 上がってきますよね、DVの被害が上がってきて報告を受ける。要は、やっぱりそこから先が一番肝心なんじゃないかと。非常に、まあ生きるか死ぬかというようなケースもあるわけであって、下の数字を見ても認知件数は26年度かなり増加しております。保護の命令自体は横ばいかもかもしれませんけれども、私自身はもう少し、民間の皆さん方のお話もまた聞いていただいて、そしてそれに対して県としての財政の負担ができる

かどうかというのはちょっと難しいかもしれませんが、非常にやっぱり御苦労されているのは事実でありますので、ぜひ、そこいらもまた連携をもちろん取りながら把握していただきたいと思います。

2点目いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○高島和男委員 簡潔にいきます。

66ページでございます。交通安全施設等の整備ということで、先ほど御説明ございました信号機の設置でございます。ことしが2基ふえて17基ということでもありますけれども、単純に信号機の設置の基準あるいは優先順位といったところを、簡単に結構です、教えてください。

○高山交通部長 信号機の設置につきましては、交通事故の発生の実態、道路の形状、横断する歩行者の数などを踏まえまして、設置の必要性を総合的に検討いたしまして、幹線道路の新設あるいは改良箇所など、優先度の高い箇所から整備をしておる状況でございます。

○高島和男委員 私たちも、みんな歩けば、話を聞けば信号機の話の当然耳にするわけでございます、優先度の高い、そこら辺がなかなか難しいんだろうと思うんですよね。なかなか答えにはならぬかもしれませんけれども。

○高山交通部長 警察庁が必要的信号機の設置基準というのを設けておりまして、その中に必要的条件ということで、主道路の交通量が原則としてピーク時、1時間に300台以上であること、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れておること、それから赤信号で車両がとまった場合、安全に

すれ違う幅員が確保できること、歩行者が安全に横断待ちをする場所があることなど、確保できることというような基準がございます。それプラス先ほどの交通事故の発生状況とかなんかを勘案して設定をしております。

○高島和男委員 後ほどまた、そういった資料をいただけますか、今おっしゃったようなことの。もしもまとめてあるのであれば。後ほどで結構です。

○内野幸喜委員長 それだったら、委員全てに渡していただければというふうに思います。（「委員長、今のに関連して」と呼ぶ者あり）はい。

○荒木章博委員 信号機というのは、旧式なやつも新しくしていき、また新しく新設をする中で、今回2基ふえたということで、やっぱり交通部の御努力だったというふうに思うんですね。1基がものによってはやっぱり数千万かかりますからね。だから、やっぱりこういう中で、やっぱり信号機ばっか余りふやすと交通渋滞を招いたり非常に迷惑をするという解析の中でやっぱりそういうふうになっていると思いますので、今後もやっぱり信号機の設置というのは毎回、毎回要望がかなり上がって交通部も大変だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○前田憲秀委員 3ページ、4ページでちょっとお尋ねをしたいんです。

私もずうっとお尋ねをするんですけど、警察職員の方が3,500人ということで、1人当たりの負担人口が606人、これは年々少しずつ減ってはきているんですかね。何か余り変わらない気がするんですけど。

○黒川警務部長 今年度、先ほどからお答え

しているように12人増員をいただきました。人口は、日本、減少社会に入っておりますので、その意味においては、少しずつではありますが、この負担人口というのは、当県においても、そしてほかの県においても下がりがつづはあるとい状況ではあります。

○前田憲秀委員 この下のグラフで言うと、福岡、長崎からすると1人当たりの負担130人以上違うわけですね。ですから皆さん方お一人お一人は何らかのやっぱり負担感を感じられている部署もあられるんじゃないかなと思うんですね。一遍に人をふやすというのはなかなか難しいのかもしれないんですけど、例えばその間、少しずつでも狭まる間に、何かハード面だとかそういったところに多く予算がついていますとか、そういうのも特にはないんですかね。

○黒川警務部長 まず増員につきましては、本年度から3カ年計画で国のほうで合計3,000人、1,000人ずつを3カ年ということで国の増員計画がございまして、これが端的に言えば各都道府県にどういう数が配分されるかというところがございます。

昨年秋もそうでしたが、先般も副議長にも東京まで、警察庁まで来ていただきまして、熊本県に一人でも多く配分をしていただきたいという要望、応援をしていただいたところがございます。

そういった中で、徐々にではありますがふえていっているというところ。この人の足りない部分について、予算的な措置、機械的なものでカバーできるものはカバーしていくということですが、これも今年度予算も前回の議会で御承認をいただきまして、一定の必要な額については予算化をさせていただいていると思っております。

要望を言えば切りがないところがございますので、限られた予算、限られた人員の中

で、あとは我々の中で工夫をしながら予算を適切に執行していく、人材も、先ほど来話も出ております限られた数の中でも少しでも一人一人の能力を高める中で、人数的に他県より少ない部分を補うべく、指導教養を徹底していきたい、これまでもやってまいりましたし、今後もより一層指導強化をしていきたいというふうに思っております。

○前田憲秀委員 すばらしい答弁なんですけれども、私としてはやっぱり負担——皆さんそうですけれども、特に県警察というのは命がかかわることもあるでしょうし、さまざま時間の負担においても負荷が生じるころではないかなと思うので、要望すれば切りがないという中でも、やっぱり必要なものは遠慮なくテーブルの上に出していただいていいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後も言っていただければと思います。どこに頼めばいいのかというのをですね。

あと1点いいでしょうか。

○内野幸喜委員長 はい。

○前田憲秀委員 ゆっぴーメールの件でちょっとお尋ねしたいんですけど、10ページですかね。

17ページには管理費で136万円というのが載っているんですが、このゆっぴーメールの登録者件数というのはわかりますか、どれぐらいなのか。

○佐藤生活安全部長 本年の4月末でございますけれども、全部で登録者は、およそ2万2,000人でございます。

○前田憲秀委員 これは、ふえている傾向なんですかね、どうなんでしょうか、横ばいなんでしょうか。

○佐藤生活安全部長 昨年と比べますと、若干減っております。

○前田憲秀委員 これは、例えばその登録者の目標値みたいなのは、何か決められているんですかね、これぐらいの方には登録してもらいたいみたいな。

○佐藤生活安全部長 特段、目標値というのは定めてはおりません。

ただ、当初このスタートが小さな子供あるいは女性に対します声かけ、わいせつ事案等を防ぐというような趣旨でやっておりますので、小学校等の保護者の方でありますとか、あるいは女性の方ですね、等々の職場あたりに働きかけをしまして登録をしていただくというような要請は行っているところであります。

○前田憲秀委員 最近、高齢者の徘徊の発信も結構あるような気がするんですけども、そのゆっぴーメールを、何と申しますか、その発信側ですね、例えば我が家のおじいちゃんが徘徊したという、それは例えば警察に相談があって、警察のほうで判断してゆっぴーメールで発信しているんですかね。基本的な流れというのは。

○佐藤生活安全部長 認知症等の高齢者の方が所在不明になられたという場合、警察に届け出をしに見えます。その際、警察署のほうから発信をしているところでございます。

○前田憲秀委員 今の高齢者のことも含めて、このゆっぴーメールに全てをとというわけにはいかないと思うんですけど、いろんな形でこの住民の方、地域の方に周知をする仕組みというのは、これから本当に必要じゃないのかなというふうに思っています。当初は、子供向けまたは女性向けということだったの

かもしれませんが、管理費は136万だから、それぐらいでもいいのかなと逆に思うんですけど、この点ももし有効に活用できるようであれば、その登録者数の目標値あたりも決めてやっていただいてもいいんじゃないかなと、要望させていただきたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 ありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

越猪高校教育課長。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座のままで、説明させていただきます。

説明資料の2ページ、上段をお願いいたします。

事務局費でございますが、109万6,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

国庫支出金返納金でございますが、これは高校生等就学等支援基金事業が平成26年度末で終了することに伴いまして、その残額を国へ返納するための返納金でございます。

なお、今回の返納金は東日本大震災に係る被災児童生徒就学支援事業について、当初の見込みより実績が少なかったことによるものでございます。

以上でございます。

○平田体育保健課 体育保健課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の2ページ下段をお願いします。

保健体育総務費でございますが、517万2,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)新規事業スーパー食育スクール事業でございます。本事業は、モデル校を指定し体組成計等を活用して、学校における食育が健康等に及ぼす効果について検証を行うとともに、その成果について普及啓発を図ることによって食育の一層の充実に資する事業でございます。

今回の補正予算でお願いしました事業につきましては国の委託事業でございますが、財源は全額国庫支出金となっております。

また、国からの募集内定等が27年度当初予算要求後であったことから、今回6月補正でお願いすることとなったものでございます。

以上でございます。

○西川施設課長 施設課でございます。着座の上、説明させていただきます。

説明資料の3ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

1段目の項、高等学校費、高等学校校舎新增改築事業費につきましては、翔陽高校既存実習棟解体事業ほか2校の1億1,391万円余を繰り越しております。

次に、2段目、高等学校施設整備事業費につきましては、熊本商業高校体育館アリーナ天井改修工事、人吉高校管理棟外壁改修工事ほか49校の4億6,000万円余を繰り越しております。

最下段の項、特別支援学校費の特別支援学校施設整備事業費につきましては、主に体育館アリーナ照明器具落下防止工事10校などの

9,406万円余を繰り越しております。

以上、3事業の合計6億6,798万円余につきましては、主な繰り越しの理由といたしましては、学校行事や授業等によりまして工事期間の調整が必要となったため、年度内の執行が困難となったものでございます。

なお、繰り越しの66校のうち3校につきましては既に竣工してございまして、13校につきましては夏休み明けの9月から10月までに竣工する予定でございます。

そのほかにつきましても、早急に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の3ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

英語教育改革推進事業費でございますが、これは平成26年度末に国から示されました地方創生先行分の交付金に係る事業でございますが、2,218万4,000円全額を27年度に繰り越して実施するものでございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座の上、説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

第23号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った、知事の専決処分に関するものでございます。これは、3人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分につきましては、本議会において報告し承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から長期滞納者に対

する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところでございます。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものでございまして、最終的には債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

5ページの2の専決処分理由の前段にございますように、県が行った支払い督促に対し、3人の債務者から異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた債務者について、後段枠囲みの中にありますように、民事訴訟法の規定によりまして、支払い督促の申し立て時にさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定によりまして債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして知事の専決処分といたしました。

このため、これを本議会に報告し承認をお願いするものでございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

報告第12号議案といたしまして、熊本家庭教育支援条例第11条の規定に基づきまして、家庭教育支援の状況について御報告申し上げます。議案として、6ページ以降のこの資料を提出させていただいております。本委員会では、詳細資料と概要資料を用いて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の31ページをごらんください。31ページでございます。

31ページの下の方でございます熊本家庭教育支援条例の第2章、家庭教育を支援するための施策といたしまして、その第12条から第17条に、県が果たすべき責務が規定されております。

それでは、16ページにお戻りいただきたいと思っております。16ページをお願いいたします。

16ページからの資料は、条例のこの6つの条文で示されました柱に沿って、平成26年度に行ってまいりました各事業の取り組み状況を記載しております。

続きまして、23ページをごらんください。23ページでございます。

ここからは、同じく6つの柱に沿いまして、今年度27年度に取り組む予定の各事業について記載しております。非常に多くの事業がございますので、その概要を御説明させていただきたいと思っております。

行き来して非常に恐縮ですが、12ページをごらんいただきたいと思っております。12ページの概要資料をごらんください。12ページでございます。

平成25年4月1日の条例施行後、熊本家庭教育支援条例連絡会議を設置いたしまして、現在5部局15課で構成し、年2回連携と協力に向けた会議を行っております。

まず12ページの、平成26年度の主な取り組みとその成果について御説明申し上げます。

昨年度は5部局13課61の施策に取り組んでまいりました。

以下、各柱ごとに事業の取り組みの例を示しながら御説明させていただきます。

(1)の条例第12条に基づく親としての学びを支援する学習機会の提供につきましては、例えば社会教育課におきまして、くまもと「親の学び」プログラム講座を市町村と連携して進めております。県内1,225カ所で開催いたしまして、6万5,427人に参加いただいております。保護者への学習機会や情報の提供に取り組みました。

(2)の条例第13条に基づきます、親になるための学びの推進につきましては、例えば私学振興課において、高校の保育体験に関しまして、高校生の交流体験を受け入れていただきました私立幼稚園23園に対して支援を行っております。

(3)の条例第14条に基づく人材育成につきましては、例えば、高校教育課におきまして県立高校家庭科主任の講習によりまして、家庭や地域と連携した学校の役割を担う家庭科主任の資質向上を図ったところでございます。

(4)の条例第15条に基づきます、家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、例えば社会教育課におきまして地域教育コーディネーター活用補助事業によりまして、7市町村が家庭教育支援員を配置しまして、相談対応や学習機会の提供などに取り組んでおります。

(5)の条例第16条に基づく相談体制の整備及び充実につきましては、例えば子ども家庭福祉課におきまして、ひとり親家庭等支援事業によりまして、ひとり親家庭の自立に向け、就業や生活、養育など保護者の悩みへの対応などを行っております。

(6)の条例第17条に基づく広報及び啓発につきましては、条例関係課が連携して家庭教育推進フォーラムを開催し、家庭教育の功労者及び優良団体の表彰、講演などにより県民の意識の高揚を図っております。

続きまして、13ページの四角枠の中をごらんください。

これらの施策を推進する中で、課題も明らかになってまいりました。我々として認識させていただいております課題について、3点申し上げたいと思います。

1つ目です。就学前の乳幼児の保護者を対象としました「親の学び」プログラムの活用につきましては、特に幼稚園、保育所等での活用をより一層普及する必要があるというこ

とが1点目でございます。

2点目は、高校生を対象とした「親の学び」プログラムの活用を一層普及する必要があるということでございます。

3点目。携帯電話、スマートフォンの普及に伴うさまざまなトラブルを背景に、熊本携帯電話・スマートフォンの利用5カ条を作成また配布いたしました。携帯電話、スマートフォンに関する家庭でのルールづくりなど、家庭教育支援の観点から今後も現代的な課題への対応に取り組む必要があることでございます。

これらの課題も踏まえまして、14ページで、平成27年度、今年度の主な取り組みについて御説明させていただきたいと思っております。

(1)につきましては、「親の学び」講座の充実を初め、消費生活に関する学習会や少年非行の未然防止など、4部局4課6の施策で推進してまいります。

(2)につきましては、中高生を対象とした「親の学び」プログラムを推進するとともに、認知症対応へのサポーター養成や保育体験など、4部局5課6施策で、次世代育成の推進を図ってまいります。

(3)につきましては、「親の学び」講座を実践する人材の養成をするとともに、幼稚園教諭や保育士及び家庭科主任などの資質向上を図るなど、3部局6課10施策で人材養成を推進してまいります。

(4)につきましては、「熊本の心」を活用して県民の郷土愛や道徳心を高めるとともに、学校と警察の連携による情報共有や街頭補導、発達障害の特性に応じた支援など、4部局7課11施策で進めてまいります。

(5)につきましては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置や派遣のほか、ひとり親家庭の支援を行うなど、4部局7課14施策で相談体制の充実を図ってまいります。

(6)につきましては、市町村と連携してフ

フォーラムを開催するとともに、発達障害に対する理解や人権意識の向上に努めるなど、5部局10課19施策で広報啓発を図ってまいります。

続きまして、15ページの四角の枠の中をごらんください。

先ほど説明申し上げました、昨年度我々として抱えております課題を踏まえまして、その解決、解消に向かうよう本年度の取り組みの一つをまとめております。3点御説明します。

「親の学び」講座の充実のため、県内の幼稚園、保育所の3園をモデル園に指定しまして、例えば父親講座や毎月の連続講座など、効果的な家庭教育支援のあり方を福祉部局と連携しながら研究実践し、その成果を幼稚園や保育園を所管する市町村の教育委員会や福祉部局など関係機関へ提供いたします。

2点目でございます。高等学校については、県立高校1校を指定校に位置づけまして、生徒を対象に「親の学び」プログラム次世代編を家庭科の授業や特別活動で取り組むことを通して、高等学校教育における効果的な活用を研究実践し、その成果を県内全ての高校へ広めていくこととしております。

3点目でございます。携帯電話、スマートフォンの普及に伴う現代的課題の対応や親子のコミュニケーションなどを促すため、親子学習活動を初め、社会教育関係3団体への委託を予定しているところでございます。

以上のとおり、今年度は5部局15課で連携協力して取り組んでまいります。

また、各部局で行われます各種施策、事業において、家庭教育の視点も意識して、かつ、それぞれの施策において市町村と協力しながら取り組んでいただくとともに、課題が見えてきた事項につきましては、その解決に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいた

します。

○内野幸喜委員長 引き続き、警察本部から説明をお願いします。

甲斐首席監察官。

○甲斐首席監察官 監察課です。着座の上で失礼します。

監察課からは、第24号議案及び報告第8号議案について御説明をいたします。

資料は、3ページになります。

まず、第24号議案専決処分の報告及び承認についてであります。これは警察官の交通指導取り締まりに伴う車両の損傷に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し御報告の上、その御承認をお願いするものであります。

本件は、昨年11月18日午後2時38分ごろ、熊本市中央区黒髪国道3号線において、警察官が携帯電話使用等の交通指導取り締まりに従事中、使用違反の疑いのある普通自動二輪車を停止させようとしたところ、停止を求めた警察官の姿に驚き転倒した相手方に損害を与えたものです。

本件の交通指導取り締まりは、警察官4名が現認係、停止係など役割を分担し行っていたものですが、原因は警察官がバイクを停止させる際、バイクの速度から転倒の危険を予測して停止回避等の措置を行うべきだったことと、相手方の脇見が考えられます。

今回の責任の度合いは、現場における検分及び担当弁護士からアドバイスをいただき検討した結果、相手方の注意義務違反は軽微で、警察官の責任割合が大きいと判断しております。

次に、報告第8号議案専決処分の報告であります。

これは、県警察の公用車事故に係る専決処分をさせていただいた13件の損害賠償事案の和解及び損害賠償の決定に関し議会へ御報告

させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は6ページ以降に記載させていただいておりますが、13件中11件が物損事故で、残りの2件は軽傷の人身事故となっております。

また、13件中、警察側の過失が大きい事故は7件で、全て自動車保険で対応しております。

今後も引き続き事故防止に関する意識啓発、指導教養及び運転訓練等、実効ある対策に取り組んでまいります。

以上です。

○内野幸喜委員長 以上で付託議案に関する全ての説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。——ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第23号及び第24号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。その他で、委員から何かありませんか。はい、溝口委員。

○溝口幸治委員 教育委員会にお尋ねをいたします。

ことし教科書採択の年ですが、県で決める分ですね、県立の中学校、高校の分、一貫校の分ですが、前回のときには当時山本教育長が副教材を育鵬社にということで、教材を初めて採用されました。そのときに、非常にバランスがとれて使い勝手がいいんだというお話をされましたけど、これまで副教材を使用してみたの県としての効果というか、そういうものを1点お聞かせをいただきたいというふうに思います。まず、その点をお願いいたします。

○越猪高校教育課長 育鵬社の教科書を副教材として現在使用しておりますが、現代の社会が抱えます課題につきまして、生徒たちの多面的、多角的な学習の機会や思考の深まりを促すことができるという、そういう教育的な効果を期待してのものでございました。

県立中学校の3校からは、教育出版の教科書で生徒の興味、関心を高めるとともに、基礎的、基本的事項をしっかりと身につけさせた上で副教材を用いてさまざまな見方があることを生徒に提示することによりまして、より深い考察を促すことができたというふうに報告が上がってきているところでございます。

県教育委員会としましても、一定の成果が上がっているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 あとは教育委員会の責任と権限で決められますので、これ以上申し上げませんが、しっかりとまたその副教材で効果があったことも含め、ことしどうするのかということを引きちとまた議論して決めていただきたいと思ひます。

ちょっと教科書採択の件で心配している点か1つありまして、静ひつな環境を保つというのは、まあ過去の教科書採択のときにも請願を上げて、とにかく教育委員会のそれぞれの市町村の採択にかかわる方々が静ひつな環境で選んでいただくというようなことをお願いしてききました。

私の地元だけかもしれませんが、特定の教科書、この教科書は選ばないほうがいだろうというような動きをされる団体がいらっしやって、そういうのが地元の新聞なんかにも載っています。おそらくそういう活動もあるんだらうと思ひますが、特定の教科書を選ぶというのは、ちょっと行き過ぎかなと思ひますので、そういった動きに負けないように、また県警のほうは過激な運動等にはきちと対応していただくように、ぜひ要望しておきたいというふうに思ひます。

以上です。

○小杉直委員 長時間、皆さんお疲れのところを済みませんが、せつかくの機会ですので、教育委員会に1点、警察本部に1点お尋ねします。

その前に、今、溝口委員が教科書問題について意見をおっしゃったが、私も同感でございますので、よろしくお願ひします。

教育委員会のほうは、教育長にお尋ねしましょうかね。

「元少年Aの手記」、これがセンセーショナル的に今いろんな話題になっておりますが、熊本県の教育委員会は、図書館に置くか置かないかについては、どういふふうな考え

方を持っておられますかな。

○田崎教育長 図書館でのどういふ本を置くかということについては、図書館の中につくられました委員会決定することになりますけれども、図書館長と今話しておるといひますか、図書館長から聞いておる情報によりますと、いわゆる図書館で買って置いておくというような、今のところはそういうことは考えていないというようなことで聞いております。

○小杉直委員 先般ある新聞の調査結果では、熊本県は検討中というふうになっておったわけですが、これは私は出版とか言論の自由を、何といひますか、それは非常に尊重しておるわけですが、かといって、本当に残酷非道な、少年時代にあのような事件を起こした、成人になった少年が手記を発行することは、被害者あるいは関係者に対する大変なやっぱり心理的なダメージを与えると思ひますので、私個人としてはこれは公立の図書館に置かないようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

次に県警本部ですが、これはどうしようかなと思ひましたけれどもね、会計課長の松岡さんでもいいし、佐藤部長でもいいし黒川部長でもいいわけですが、警察官の制帽ですていな。このパンフレットをこう見ましても、ほとんどやっぱり制帽をかぶった活動状況ですもんね、これ。そうすると、やっぱり今までお話がありましたように、前田委員からも増員すべきだというふうな話もあつたわけですが、このころ刑法犯も交通事故も減少し、九州一少ない警察官の数で、これだけの成果を上げておられるということは、県民の協力も当然得ながらされておられて、それに対してはもう深甚なる敬意を表するわけですが、佐藤部長の説明の中にあつたように、若い警察官が40数%ですか、そういう中でほとん

ど、見ておられますと交番の方々は略帽なんです。だから、やっぱり警察官の威厳とか威信とか、あるいは警察官らしさというを出していただきたいと思うわけですよ。というのが、交通指導員なのかガードマンなのか交通誘導員なのか郵便局員なのかわからないときがありますもんね。5年前に小泉総理に直訴した覚えがございますが、それでも改善はできない。以前の本部長にこの問題を本委員会で取り上げたいと、制服問題を言いましたけれども、それはもういろんな事情で遠慮したわけですが。

制帽の問題に戻りますけれども、もう少し制帽をかぶせていただく、警察官らしいというふうなことはできませんでしょうか。

○佐藤生活安全部長 今、委員御指摘ありましたように、地域警察官、現場で活動している制服警察官ですけれども、基本は制服制帽という形でやっておりますが、いろんな事案等に対処する、いわゆる初期的な対応をしていくというようなことで、現在はこれは警察庁のほうから訓令等でもありますが、地域警察官においては活動服あるいは活動帽の着用を認めるというような指示が出ております。

本県におきましてもこれを受けまして、通常の制服にかえまして活動服、原則は制帽としております。ただし、いわゆるパトの乗務員、パトカーの乗務員あるいはいわゆるミニパトと言われます小型軽量車、さらにはいわゆる警ら、パトロールをする際にバイク、単車、自転車等を使っておりますが、こういった場合においては略帽を認めるというような指示を出しております。といいますのが、やはり一旦現場に出ますといろんな事案があります、110番等の指示もございます、そういう中で現場で被疑者の検挙あるいは追跡追尾等々を行う必要がございますので、どうしても通常の制帽ですと……。

まあ、威厳があるというようなことで委員

御指摘ありましたが、逃走する被疑者等を追う場合にはやはり略帽のほうがつけたまま、そのまま走っていけるというような機動性もございますので、そういうふうな指示をしているところでございます。

御理解をいただければというふうに思います。

○小杉直委員 よくわかります。ただ、私もテレビ等でよその県警の事案を見ますと、やっぱり東京警視庁を含めて都会の警察官はいろんな現場でも制帽の人が結構多いんですね。熊本県警は、もちろんパトとかそういう人たちは略帽といいますか、それでもいいわけですが、兼ね合い、バランスの問題があると思うんですね。しかし、しかし制帽をかぶって走って行って犯人を追っかけるとき帽子が吹き飛んだ、そういう姿勢の中で捕まえていくというのも、私は一つの格好よさといいますか、警察官の職務執行の強さというか出てくるわけですが、要望しますけれども、ときどき警察幹部の方には個人的には言うことがありますけれども、なかなか公には初めてだし。

もう1つ、交通指導取り締まりのときに、やっぱり交通指導員なのか警察官なのかわからない、似たような制服でしょう。あのときも、やっぱり白の手袋ぐらいはめて誘導されるのがいいような気がしますけど。これは要望にとめておきます。お聞きいただいて、ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ほかありませんか。

○荒木章博委員 教育委員会と警察のほうに、ちょっとあります。

今、他県では先がけてインターナショナルセーフスクール、それとアンガーマネジメントという、要するに怒りとかを抑える教育のあり方、教育委員会においてはそういう暴力

とか体罰とか、また学校におけるいろんな不祥事については、何らかの基本的原因がある、そういうところの教育が今盛んになっているように見受けられますけれども、県の教育委員会としてもそういう問題にはどういうふうに取り組んでいかれるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○平田体育保健課長 今、荒木委員のほうからございましたインターナショナルセーフスクールといいますのは、WHOの地域安全推進協働センターというところが推進している事業でございまして、国際的認証活動の一つでございます。

本県は、このインターナショナルセーフスクールというのは現在やっていないところでございますが、現在いろんな取り組みあたりを収集しまして、本県におきましても安全教育の研究指定校等は取り組んでおりますので、そういった取り組みを反映したいと思っております。

また、アンガーマネジメントにつきましては、ことし体育主任の研究会、高校の体育主任研究会の中で、講師の方を招きまして講習会を実施いたしました。

また、運動部活動の指導者研修会も本年度6会場でやりますが、その中でも講師としてお願いして、そういった取り組みをやりたいと考えております。

○荒木章博委員 私も、豊島区の区長さんやら教育長さんと2時間ほど、このWHOの認証に向けてのDVDとか、もう課長にはお渡ししていると思うんですけども、そういった心のケアとか、そういう教師の今の考え方とか、そういうのが今、要するに暴力も含めて今スポーツのほうではそれを、マネジメントをやっておられるということですので、今後この2つ、WHOの世界の認証機関ですから、熊本県もそういうことも、今後この2点

について取り組んでいただきたい、かように思います。

それと県警本部には、この前選挙違反もかなりあり努力されて、連休の日も本当に担当の方たちは、池部刑事部長さんを初め大変な思いで、休みも返上して取り組まれた。心から私たちは敬意を表したいと思います。

新聞を見ますと、ある方が言っておられるには、飲み食わせしなければ議員にはなれないというようなことを言っておられた。議員は飲み食わせせな、そがんなものは全部、議員なおらぬごとなる、そういうようなことを書いてありました。私も9回選挙していますが、まあ8勝1敗ですけども、そういう認識では全くないんです。やっぱり私たちは1月には書類が来ます、選管から。もう3カ月になりましたら、特に自粛をしてくださいという的な、よく覚えていませんけど、そういうのが来ます。やっぱり法の規定の中のルールを守ってやるのが私は選挙だというふうに思っていますので、非常にそういう新聞記事は、私たちは誰もおらぬごとなる、そういうのは全く私たちにとっての、ここにおられる先生方もそうだと思うんですけど、失礼なことだというふうに思っていますので、今後も県警の皆さん方もより以上にいろんな、選挙違反だけではなくて、いろんな件に当たっても頑張っていたきたいと思います。

ただ、1つだけ私も要望がありますのは、私も9回選挙をしまして、選挙事務所をつくれます。そうしたら40メートル先にパトカーがとまっているんですよ。パトカーがとまっておるけん何だろうかと思ったら、一旦停止をするわけですよ。それも期間中じゃなくても、期間中にやるもんだから、私の選挙事務所の前ば通って、わあっとサイレンを鳴らして捕まえに行かれるわけですよ。だから、やっぱり、そういう一旦停止とかそういうのは常時されていると思いますけど、その短い時間のやっぱり、何であそこにパトカー

とまっておるとですかと言うて、見張られておるとですかとか言うて、地域の人たちはいつもいるからわかるんですけどもね。そういったところは少しやっぱり考えていただかんなど。期間中ですから、告示が入ってですね。それは管轄は南署のほうだというふうに思いますし、期間中は違いますかね、4月に入ってからですからね。だけん、これはひとつ要望しておきたいと思います。

もう1点は、最後に県警本部長にこれはお礼を申し上げないかぬ。

と申しますのも、剣道の世界選手権が29、30、31。私も5日間、各国のチームが来ますから、食事会に行きました。そして熊本から7人、出身の選手が20名の中の男子10名、女子10名の中で男子が4名、女子が3名、合計7名の熊本県選出の選手が大活躍をしました。そして西村選手、渡邊選手そして山田。これは高校3年生のときに選ばれたんですけど、私もこの4人の人とは同じ剣道とともに学んで、正代あたりも神奈川県警に行っていますけれども、1回武蔵の剣道大会に宮崎兄弟を熊本に呼ぼうとって神奈川県警の本部長にお願いしたら、神奈川県警の本部長室に宮崎兄弟が呼ばれた。そして熊本に来て、何で本部長を知ったんはとですか、私は本部長室に行ったことはありませんと言うわけですよ。あんた日本一になったって、本部長室に行ったことはなかとない、日本一になったときでも本部長室には入ったことはありませんということで、やっぱり本部長室に行って、テレビカメラが入りました。私はあれを見て、本当に感動したんですよ。やっぱり本部長がああやって、やっぱりそういう部下を奨励をする、頑張ったと奨励する、これは大事なことだと僕は思うんですよ。

だから、この前韓国チームが熊本に合宿したんです。そうしたらナショナルチームの男子メンバーが全部来ました。そして九州管区

の機動隊が100人ばかりかが、長崎、鹿児島など、全部来て試合をされましたけど、私もそういう努力をしたからと韓国剣道連盟から初めて表彰を受けたんですけども、そういった中でやっぱり術科のそういうメンバーを表彰されたりということに対して、本当に心からお礼を申し上げたいと思います。

今後も何か機会あるたびに激励をいただくと、その巡査の人たちもやっぴりますます励みになり成長していくんじゃないかということで、きょうは本部長にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」、「いいですか」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員、済みません、ちょっと意見書の提案について皆さん方にお諮りをしていただきたいと思います。

過去にも、この委員会で議論をしてきましたけども、少人数学級やチームティーチングのほか特別支援学級のある学校への教員の加配配置などというのは、この委員会でも議論になって、市町村教育委員会と連携して県でも取り組んできていただいているところがあります。

こうした中、小学校の教職員の定数について、平成36年度までに全国で約2万4,000人の削減が可能で、定数合理化計画の策定を検討すべきとの財政健全化計画に関する建議というものが出されました。このことは我々が今まで議論してきた中で、ただ単に数を減らせということについてはなかなか受け入れることができないというふうに思っています。

また、きょう閣議決定予定だと聞いておりますが、骨太方針の素案についても、国が各都道府県に教職員定数の見通しを示して、それに基づき計画的に教職員を採用、育成、配置することとされています。この国が示す教

職員定数の見通し次第では、実質的な定数合理化につながるというふうに懸念をいたしますので、我々がこれまで取り組んできて特別学級の加配の努力なんかというものが後退するんじゃないかということを非常に心配をしております。ですから、この委員会で国に対して小中学校の教職員定数の適正配置及び改善を求める意見書の提出をぜひ提案したいというふうに思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 今、溝口委員から意見書提出についての御提案がありましたが、意見書案を配付していただきたいというふうに思います。

（意見書案配付）

○内野幸喜委員長 書記から意見書を読み上げさせます。

○甲斐議事課主幹 では、読ませていただきます。

小中学校教職員定数の適正配置及び改善を求める意見書（案）

次代を担う子どもを健やかに育むことは、日本国民全体の思いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資産である我が国においては、教育の充実は未来への投資である。

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、教員に求められる役割も拡大する中、教員が授業等において、児童生徒への指導及び支援に専念できる環境をつくることが求められている。一方、いじめ・不登校問題の顕在化や、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの児童生徒の増加、貧困による学力格差の問題など現代的な教育課題は増大している。

これら教育課題に適切に対応するため、本県では保護者・学校現場の要望を踏まえ、市町村教育委員会とも連携して、習熟度別等により少人数化して指導を行う少人

数指導やチームティーチングのほか、特別支援学級がある学校への教員の加配措置など、これまで教職員が児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備と指導体制の充実に努めてきたところである。

こうした中、6月1日、財政制度等審議会では、義務教職員定数について平成36年度までに教員約4万2,000人の削減が可能であり、定数合理化計画の策定をすべきとの「財政健全化計画等に関する建議」がなされている。このことは、地域の声や実情と相反するものであり、県として到底受け入れることができない。

また、6月22日に開催された経済財政諮問会議で示された「経済財政運営と改革の基本方針2015（仮称）（素案）」においては、少子化の進展を踏まえた予算の効率化を基本方針として、少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向を踏まえ、国が各都道府県等に教職員定数の見通しを示し、これに基づき計画的に教職員を採用・育成・配置することとされている。この国が示す教職員定数の見通し次第では、実質的な定数合理化につながることに懸念される。

よって、国におかれては、本県の実情を勘案され、これまでのきめ細やかな指導が後退することなく、子どもたちの夢をかなえる質の高い教育環境の整備に向けた取り組みを進めるため、少人数指導やチームティーチングの推進、特別支援学級や複式学級の学級編成基準の引き下げなどを含む定数改善計画を策定され、確実に実施されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下は省略します。

○溝口幸治委員 意見書の案文については今のとおりですが、きょうは閣議決定が予定さ

れていますので、閣議決定された際には、今、下線を入れてある部分を除いて括弧書きの部分を加えると。閣議決定の内容次第では、ちょっと文言の修正も要るかもしれませんが、そういったものも含めて委員長にお願いをしたいというふうに思います。

○内野幸喜委員長 はい。（「ちょっと提案」と呼ぶ者あり）はい。

○小杉直委員 この2点、見出しと文章の間をもうちょっとあけて、この題がどういう題だとわかりやすくするということが1点と、真ん中の「こうした中、6月1日」云々と書いてありますが、平成27年6月1日と「年」を入れたほうがいいんじゃないですか。

以上です。

○内野幸喜委員長 はい。

ほか、この意見書案について何かありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい。それでは、委員会から議長に意見書案の提出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい。御異議なしと認め、この意見書案により議長宛て提出することに決定しました。

なお、先ほど溝口委員から説明があったとおり、本日閣議決定が見込まれておりますので、修正があった場合は委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、修正した意見書案を委員長名をもって議長宛て提出したいと思います。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されております。

各委員への事前配付の資料では1件となっておりますが、配付後に1件追加されております。

なお、その追加の1件については、提出者が「熊本YMCA」と表記されておりますが、「熊本YWCA」の誤りですので、訂正をお願いいたします。

それでは、これもちまして第2回教育警察常任委員会を閉会します。

午後2時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長